

# 第2期東彼杵町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

東 彼 杵 町



# 目 次

<b>I. 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制と策定の経緯.....	3
<b>II. 東彼杵町の子ども・子育て環境を取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1. 人口・世帯の状況.....	5
2. 人口動態・就労の状況.....	15
3. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状.....	22
4. 町民アンケート調査の結果概要.....	27
<b>III. 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>37</b>
1. 基本理念.....	37
2. 基本目標.....	38
3. 施策の体系.....	39
4. 施策の展開.....	40
<b>IV. 事業計画</b> .....	<b>57</b>
1. 教育・保育提供区域の設定.....	57
2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策.....	59
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策.....	62
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保.....	68
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	69
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携.....	69
7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	70
<b>V. 計画の達成状況の点検及び評価</b> .....	<b>71</b>
1. 推進体制.....	71
2. 計画の進捗管理.....	71
<b>資料編</b> .....	<b>73</b>
1. 東彼杵町子ども・子育て会議委員名簿.....	73
2. 東彼杵町子ども・子育て会議条例.....	74
3. 策定経過.....	76
4. 用語集.....	77



## Ⅰ. 計画策定の趣旨



# I. 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成 28（2016）年4月、令和元（2019）年 10 月に改正し、子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図っています。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

東彼杵町（以下「本町」という。）においては、平成 21（2009）年度に策定した「東彼杵町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本町では、「東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「東彼杵町第5次総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和 2（2020）年度を初年度とする「第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。また、この計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

#### ○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

#### ○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

#### ○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもへの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

### (2) 他の計画との関係

本計画は、「東彼杵町第5次総合計画」を上位計画とし、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



### 3. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
東彼杵町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画				

### 4. 計画の策定体制と策定の経緯

#### 〔アンケート調査の実施〕

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を平成31（2019）年1月に実施しました。

#### 〔ヒアリング調査の実施〕

本計画の策定に当たり、地域の教育・保育・子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、子育て支援団体に対するヒアリング調査を令和元（2019）年6月に実施しました。

#### 〔子ども・子育て会議の開催〕

本計画の策定に当たり、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「東彼杵町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

#### 〔パブリックコメントの実施〕

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映を行いました。



## Ⅱ. 東彼杵町の子ども・子育て環境を取り巻く現状



## Ⅱ. 東彼杵町の子ども・子育て環境を取り巻く現状

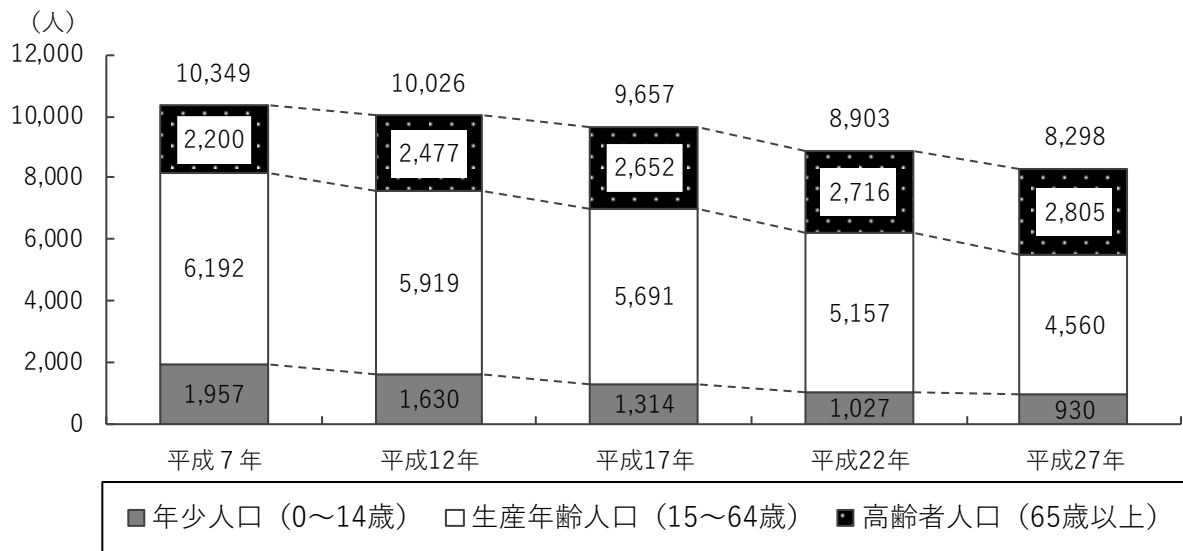
### 1. 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移

平成7年から平成27年までの長期的な人口推移を国勢調査で見ると、総人口は緩やかに減少しています。

内訳をみると、年少人口は年々減少し、平成7年からの20年間で1,027人の減少となっています。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、同比較で605人の増加となっています。このことから、東彼杵町では少子高齢化の状況がみられます。

【人口の推移】

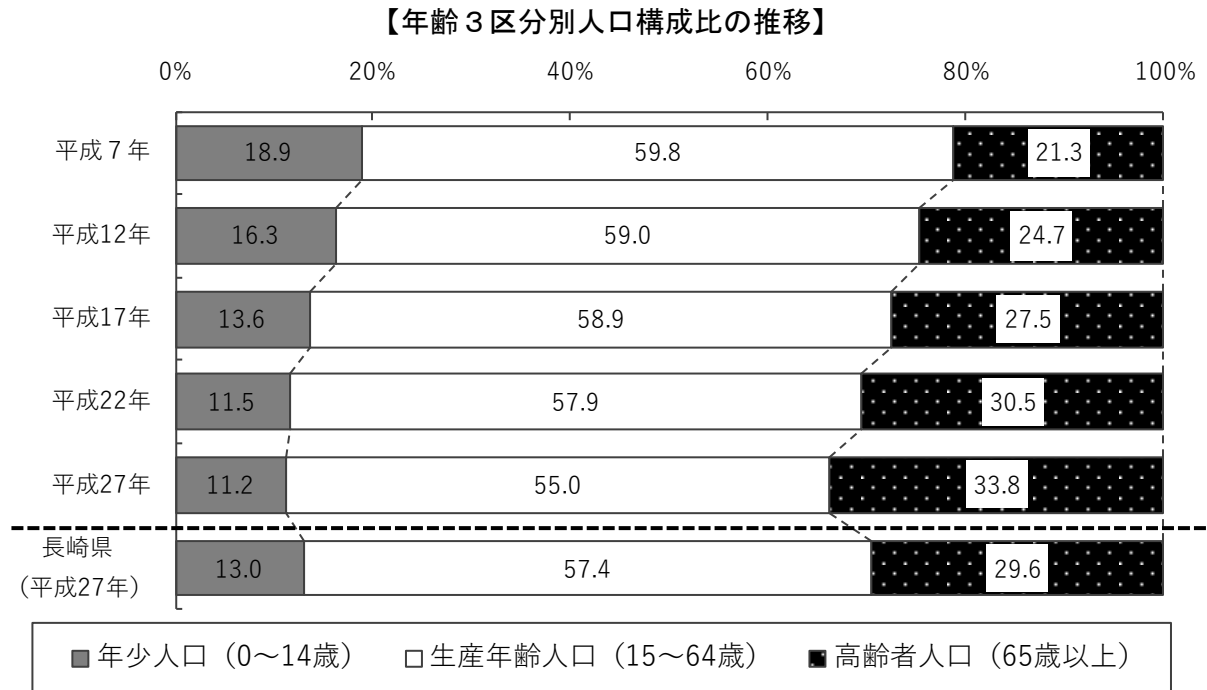


※計は年齢「不詳」を含む

資料)「国勢調査」(各年)

## (2) 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口割合は年々減少し、高齢者人口割合は増加しています。平成7年以降、一貫して高齢者人口が年少人口の割合を上回っています。平成27年における3区分人口構成比を長崎県と比較すると、本町は県よりもやや早いペースで少子高齢化が進行しています。



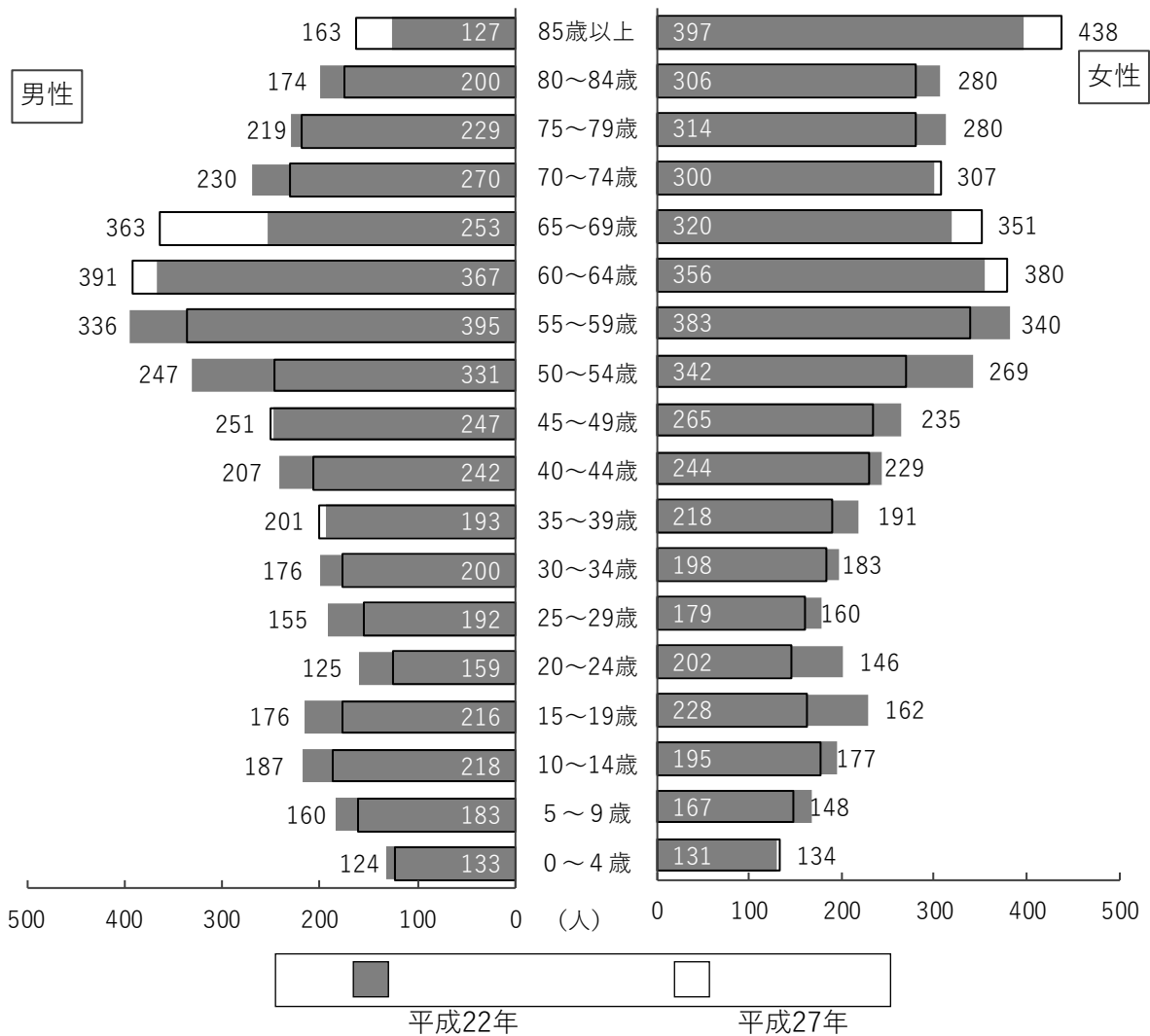
※構成比は分母から「不詳」を除いて算出

資料)「国勢調査」(各年)

### (3) 人口構造

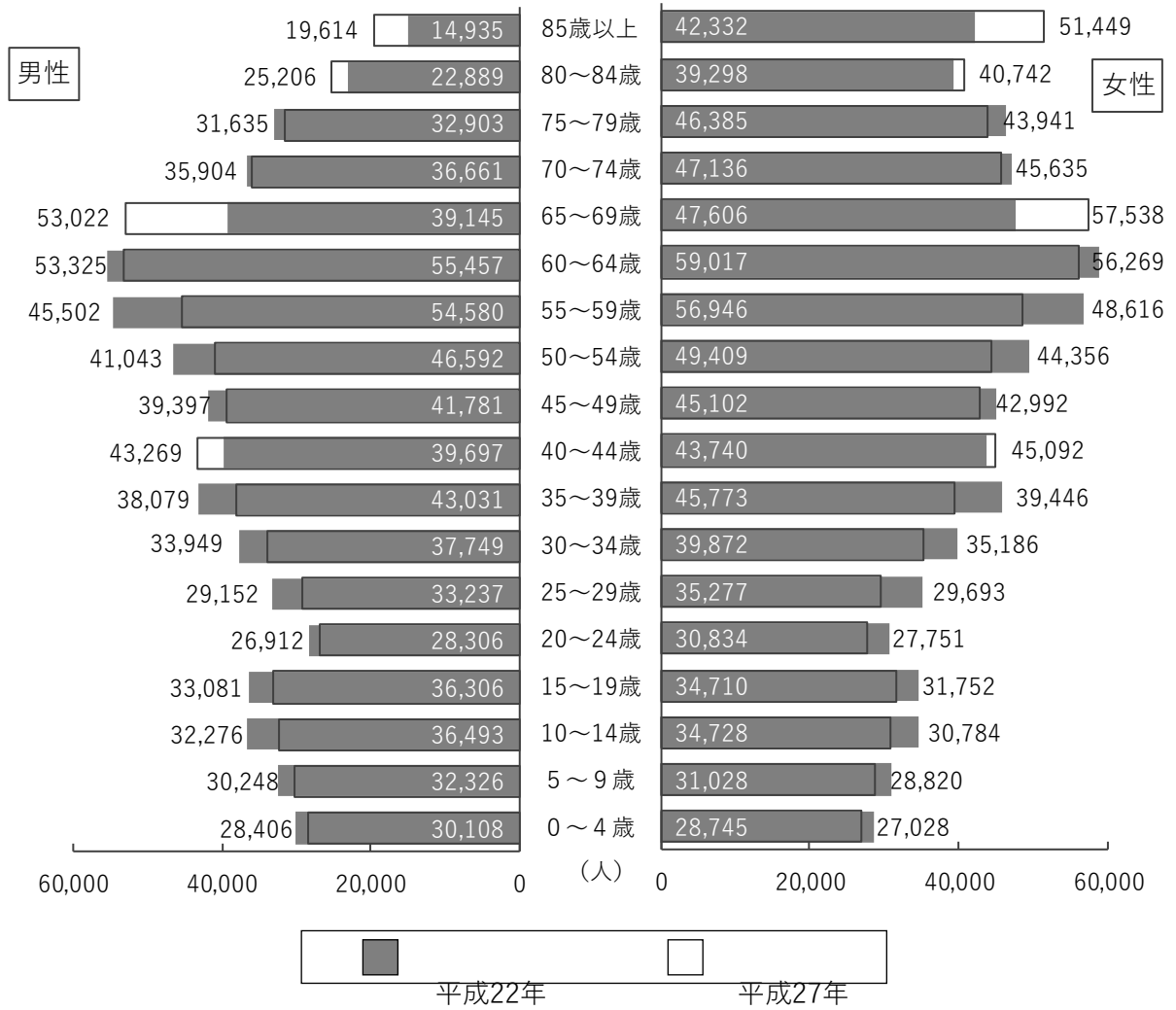
平成22、27年の国勢調査による5歳階級人口構造の比較を行うと、子どもの人口が減少する一方で、60歳以上の層での増加が目立ち、ピラミッドの重心が上に移動していることがわかります。県と比較すると、本町のピラミッドは85歳以上の女性のふくらみが大きくなっています。

【人口構造（東彼杵町）】



資料)「国勢調査」(各年)

【人口構造（長崎県）】



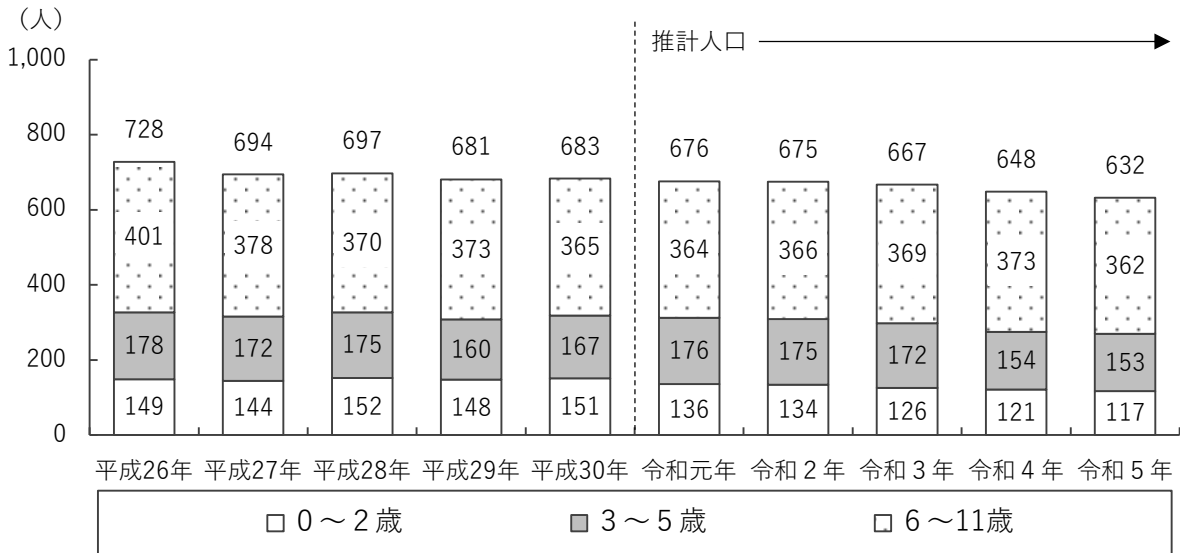
資料)「国勢調査」(各年)



### (4) 児童人口の推移

児童人口（0歳～11歳人口）の推移をみると、平成26年以降、0～2歳人口はおおむね横ばい状態となっていますが、3～5歳、6～11歳人口は増減を繰り返しながらも緩やかに減少しており、児童人口の合計は5年間で45人の減少となっています。前年対比の増減率をみると、平成30年／平成29年比で、0～2歳人口がプラス2.0%、3～5歳人口がプラス4.4%、6～11歳人口がマイナス2.1%となっています。

【児童人口の推移】



資料)「住民基本台帳」(各年)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実数(人)	0～2歳	149	144	152	148	151
	3～5歳	178	172	175	160	167
	6～11歳	401	378	370	373	365
	計	728	694	697	681	683
増減率 (前年対比) (%)	0～2歳	-	-3.4	5.6	-2.6	2.0
	3～5歳	-	-3.4	1.7	-8.6	4.4
	6～11歳	-	-5.7	-2.1	0.8	-2.1
	計	-	-12.5	5.2	-10.4	4.3
構成比(%)	0～2歳	20.5	20.7	21.8	21.7	22.1
	3～5歳	24.5	24.8	25.1	23.5	24.5
	6～11歳	55.1	54.5	53.1	54.8	53.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

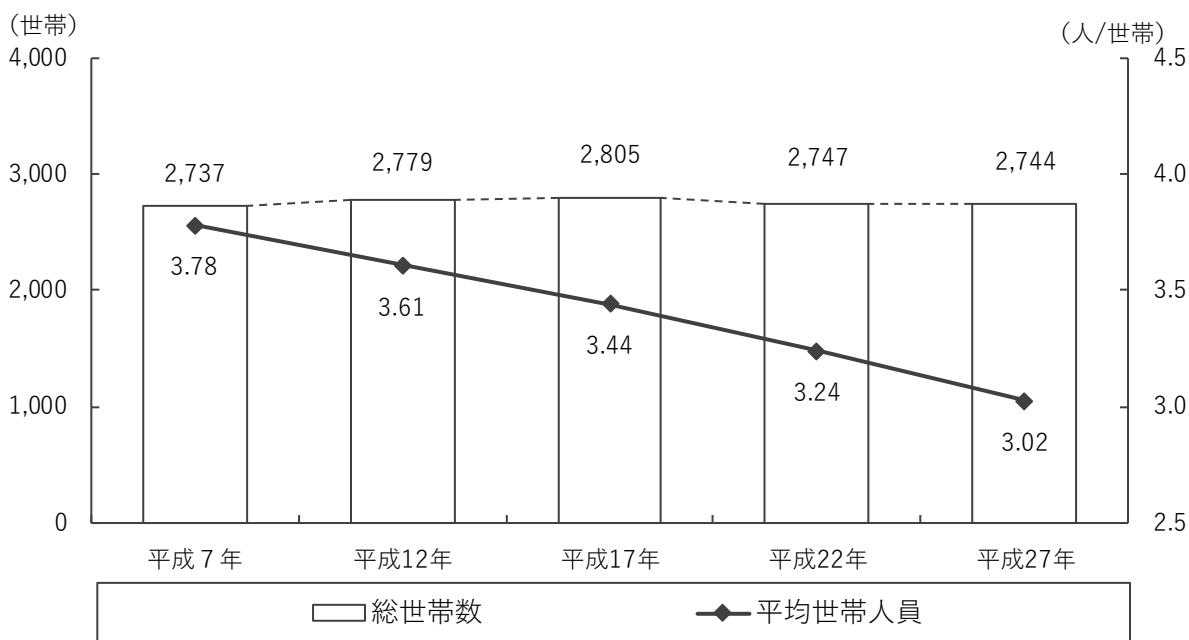
資料)「住民基本台帳」(各年)

### (5) 総世帯数、平均世帯人員の推移

平成7年から平成27年までの総世帯数の推移をみると、平成17年までは増加を続けていましたが、平成22年に減少に転じています。一方、平均世帯人員は年々減少しており、平成27年には3.02人/世帯となっています。

県と比較すると、平成27年の本町の平均世帯人員の値は県を0.56人/世帯、上回っています。

【総世帯数、平均世帯人員の推移】



資料)「国勢調査」(各年)

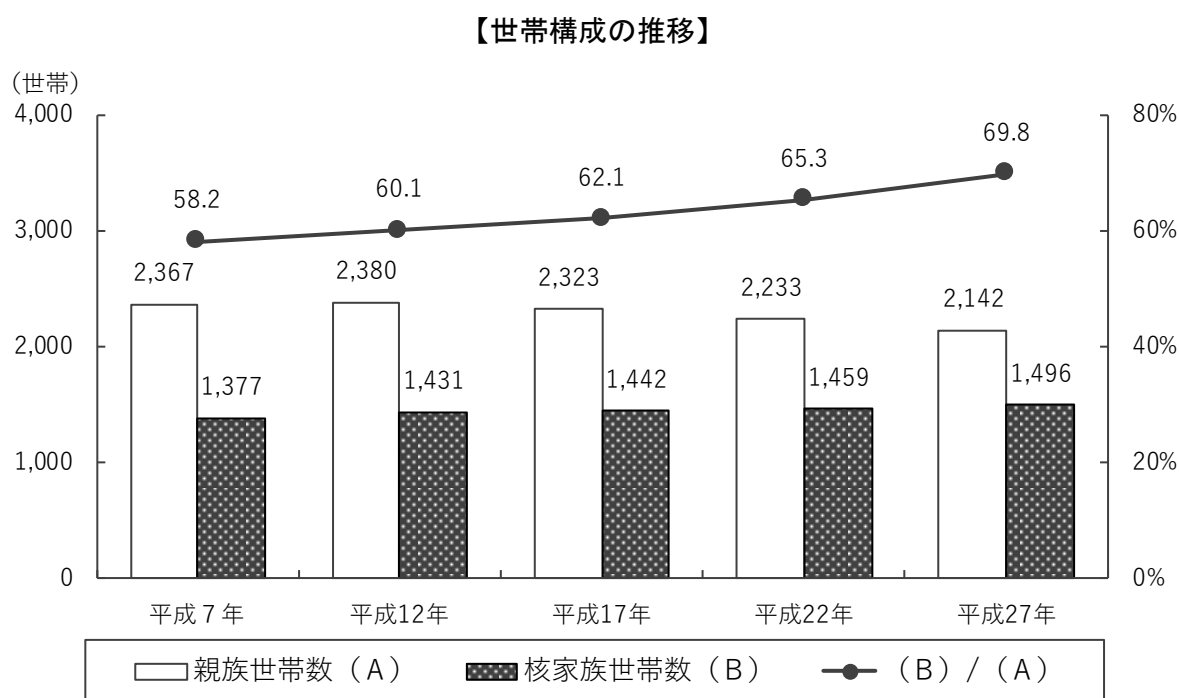
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
総世帯数 (世帯)	2,737	2,779	2,805	2,747	2,744	560,720
人口 (人)	10,349	10,026	9,657	8,903	8,298	1,377,187
平均世帯人員 (人/世帯)	3.78	3.61	3.44	3.24	3.02	2.46

資料)「国勢調査」(各年)

## (6) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親族世帯は、平成7年から平成12年にかけて増加していましたが、平成17年に減少に転じています。一方、核家族世帯は一貫して増加傾向にあります。親族世帯に対する核家族世帯の割合の推移をみると、年々増加し続けており、平成27年では69.8%となっています。

平成27年の本町の核家族世帯の割合を県と比較すると、本町は県の割合を大きく下回っています。



資料)「国勢調査」(各年)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
親族世帯数 (A) (世帯)	2,367	2,380	2,323	2,233	2,142	375,347
核家族世帯数 (B) (世帯)	1,377	1,431	1,442	1,459	1,496	318,696
一般世帯数 (世帯)	2,697	2,767	2,789	2,733	2,725	558,380
(B) / (A) (%)	58.2	60.1	62.1	65.3	69.8	84.9

資料)「国勢調査」(各年)

※親族世帯 : 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のことです。

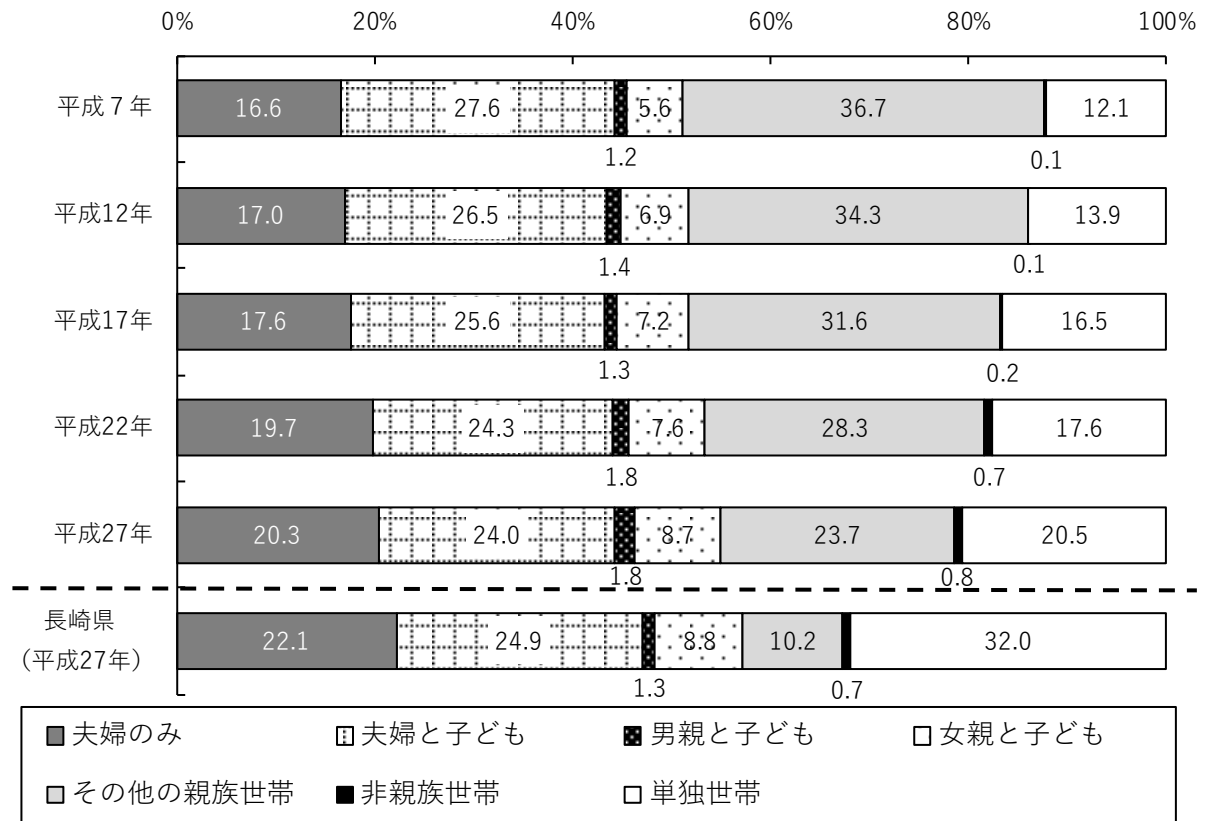
核家族世帯 : 夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことです。

### (7) 家族構成の推移

家族構成の推移をみると、「夫婦のみ」、「単独世帯」の割合が増加傾向にある一方、「夫婦と子ども」、「その他の親族世帯」は減少傾向にあります。

平成27年の家族構成を県と比較すると、本町は「その他の親族世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっています。

【家族構成の推移】



資料)「国勢調査」(各年)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
夫婦のみ (世帯)	448	470	491	539	554	123,350
夫婦と子ども (世帯)	744	733	714	663	654	138,733
男親と子ども (世帯)	33	38	37	48	50	7,447
女親と子ども (世帯)	152	190	200	209	238	49,166
その他の親族世帯 (世帯)	990	949	881	774	646	56,651
非親族世帯 (世帯)	4	3	5	18	23	3,628
単独世帯 (世帯)	326	384	461	482	559	178,323
一般世帯数計 (世帯)	2,697	2,767	2,789	2,733	2,725	557,298

※計は世帯の家族類型「不詳」を含む

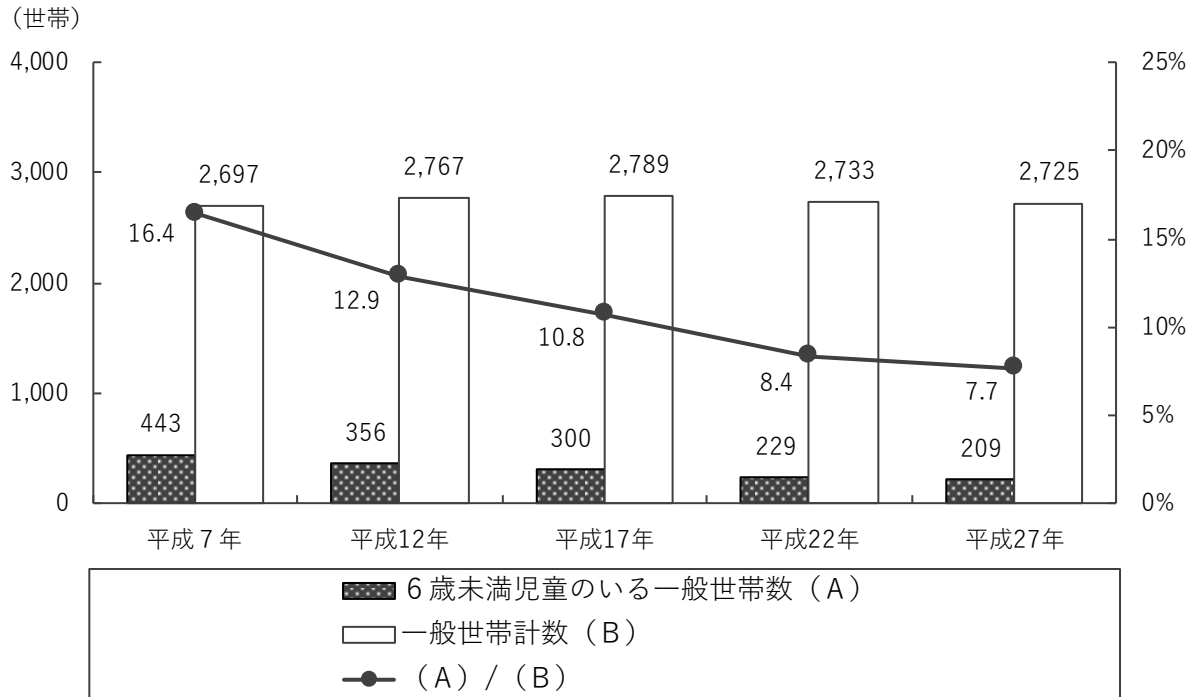
資料)「国勢調査」(各年)

### (8) 一般世帯における6歳未満の児童のいる世帯の推移

6歳未満の児童のいる一般世帯数の推移をみると、平成7年以降、年々減少しています。また、一般世帯に占める6歳未満の児童のいる世帯の割合も減少しています。

平成27年の一般世帯に占める6歳未満の児童のいる世帯の割合を県と比較すると、本町は県の値をやや下回っています。

【一般世帯における6歳未満の児童のいる世帯の推移】



資料)「国勢調査」(各年)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
6歳未満児童のいる一般世帯数 (A) (世帯)	443	356	300	229	209	48,986
一般世帯計数 (B) (世帯)	2,697	2,767	2,789	2,733	2,725	557,298
(A) / (B) (%)	16.4	12.9	10.8	8.4	7.7	8.8

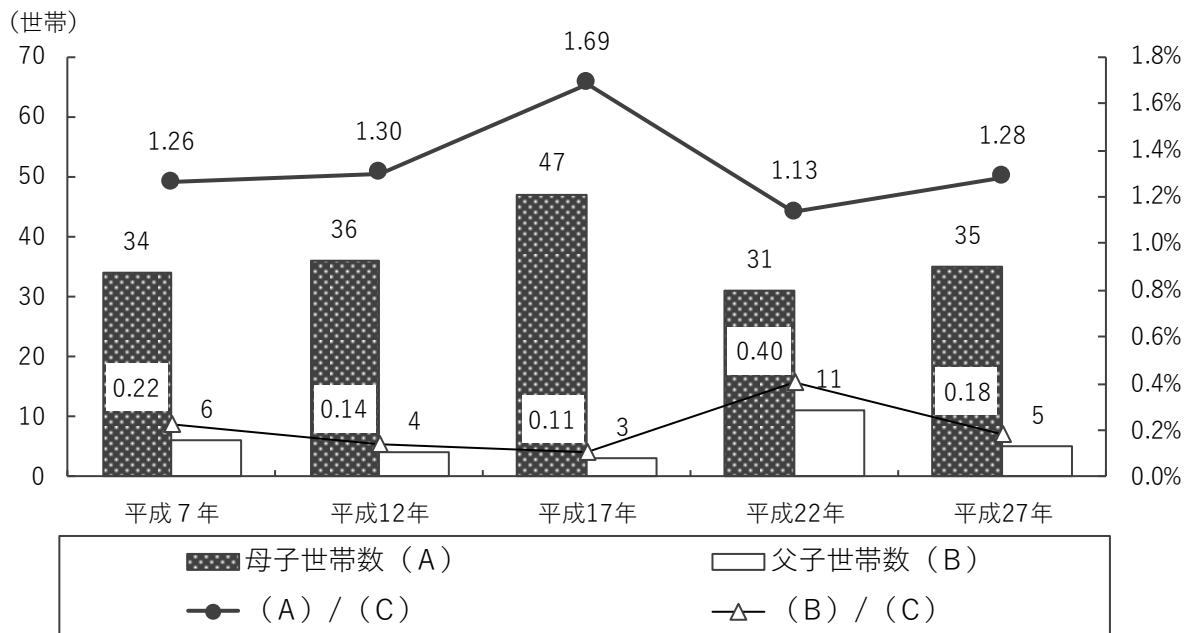
資料)「国勢調査」(各年)

### (9) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は平成7年から増加傾向にあり、平成22年に一度減少しましたが、平成27年には増加しています。父子世帯は母子世帯と逆に、平成22年に一度増加しましたが、平成27年にはまた減少に転じています。

平成27年の一般世帯に占める母子世帯・父子世帯の割合を県と比較すると、父子世帯は県とほぼ同程度ですが、母子世帯は県を下回っています。

【ひとり親世帯の推移】



資料)「国勢調査」(各年)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
母子世帯数 (A) (世帯)	34	36	47	31	35	9,930
父子世帯数 (B) (世帯)	6	4	3	11	5	959
一般世帯数計 (C) (世帯)	2,697	2,767	2,789	2,733	2,725	557,298
(A) / (C) (%)	1.26	1.30	1.69	1.13	1.28	1.78
(B) / (C) (%)	0.22	0.14	0.11	0.40	0.18	0.17

資料)「国勢調査」(各年)

## 2. 人口動態・就労の状況

### (1) 人口動態の推移

人口動態の推移をみると、自然増減ではいずれの年も死亡が出生を上回り、社会増減についても、各年とも転出が転入を上回っているために、本町の人口は減少傾向にあります。

【人口動態の推移】

	人口増減	自然増減		社会増減		その他の増減	
		出生	死亡	転入	転出	増加	減少
平成 25 年 (人)	-136	56	128	248	316	5	1
平成 26 年 (人)	-193	41	129	242	347	0	0
平成 27 年 (人)	-137	61	132	239	306	1	0
平成 28 年 (人)	-100	45	124	254	281	8	2
平成 29 年 (人)	-99	46	116	268	294	0	3

資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年)

### (2) 昼夜間人口比率の動向

昼夜間人口比率は90.6%となっており、町外への流出超過となっています。

【昼夜間人口比率】

	昼間人口	常住人口	昼夜間人口比
東彼杵町 (人、%)	7,518	8,298	90.6
長崎県 (人、%)	1,374,210	1,377,187	99.8

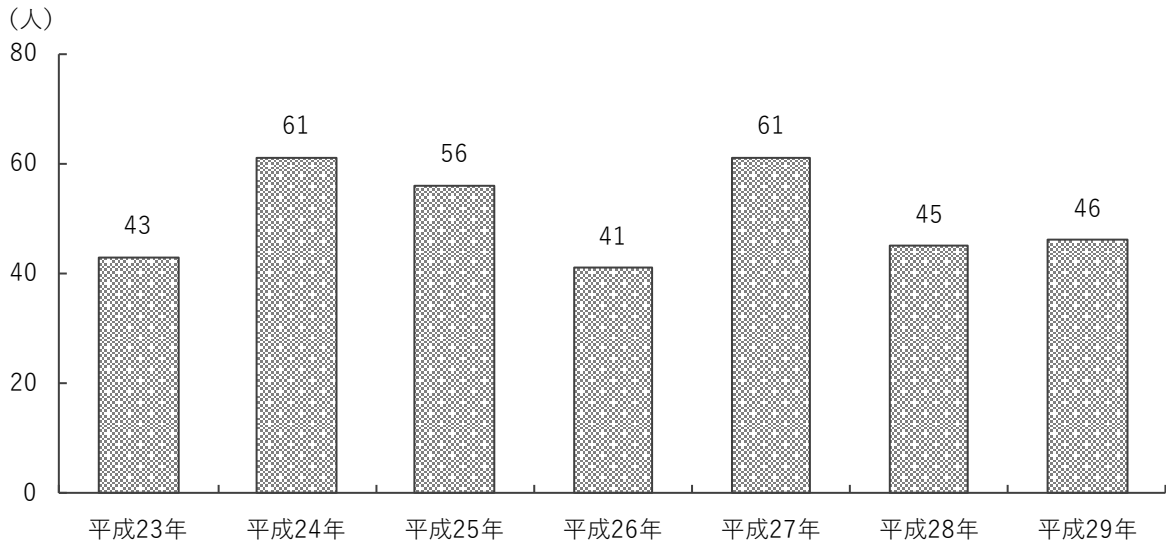
資料) 「国勢調査」(平成27年)

### (3) 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら全体としては50人前後で推移しています。平成29年の出生数は46人となっています。

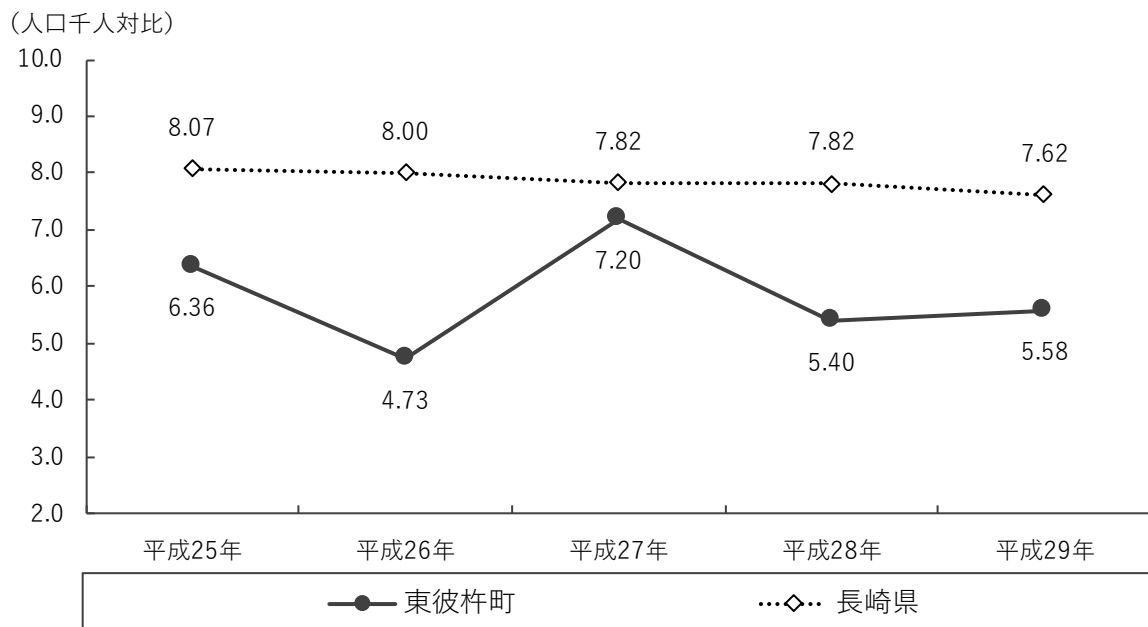
出生率の推移を県と比較すると、平成25年以降、いずれの年も県の値を下回っています。

【出生数の推移】



資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年)

【出生率の推移】



資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年)



【出生数・出生率の推移】

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
東彼杵町	出生数（人）	56	41	61	45	46
	出生率（人口千人対比）	6.36	4.73	7.20	5.40	5.58
	人口（人）	8,806	8,670	8,477	8,340	8,240
長崎県	出生数（人）	11,582	11,396	11,054	10,974	10,612
	出生率（人口千人対比）	8.07	8.00	7.82	7.82	7.62
	人口（人）	1,435,653	1,424,533	1,413,155	1,404,103	1,392,950

資料）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年）

（４）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成27年から平成28年は減少していましたが、平成29年には0.19ポイント増加し、1.57となっており、全国を上回る値を示しています。

※合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ、英：total fertility rate、TFR）とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに生む子どもの数の平均を示す。

【合計特殊出生率の推移】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
東彼杵町（％）	1.73	1.38	1.57
長崎県（％）	1.67	1.71	1.70
全国（％）	1.45	1.44	1.43

資料）「統計年報（人口動態編）」（県福祉保健課）

### (5) 未婚率の動向

平成27年の15歳以上の未婚率をみると、男性は27.9%、女性は19.4%で、男性の方が高くなっています。年代別にみると、男性の25～29歳で7割超、30～34歳で約5割が未婚であることがわかります。女性も25～29歳で約7割、30～34歳で約4割が未婚となっています。

県と比較すると、女性の15～19歳を除く全ての層で県の値を上回っており、特に男性の40～44歳の層が県の値を大きく上回っています。

【性別年代別未婚率（15～49歳）】

	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	長崎県未婚率	総数	未婚実数	未婚率	長崎県未婚率
15歳以上総数（人、%）	3,414	951	27.9	28.3	3,951	767	19.4	21.6
15～19歳（人、%）	176	176	100.0	99.3	162	160	98.8	99.0
20～24歳（人、%）	125	117	93.6	89.3	146	137	93.8	87.0
25～29歳（人、%）	155	117	75.5	65.6	160	110	68.8	57.8
30～34歳（人、%）	176	92	52.3	42.3	183	75	41.0	33.9
35～39歳（人、%）	201	70	34.8	32.0	191	61	31.9	24.7
40～44歳（人、%）	207	84	40.6	27.4	229	59	25.8	20.5
45～49歳（人、%）	251	67	26.7	24.3	235	42	17.9	17.2

資料）「国勢調査」（平成27年）

### (6) 婚姻件数、離婚件数の推移

本町の婚姻件数は全体的には減少傾向となっており、離婚件数はおおむね横ばいの状態で推移しています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

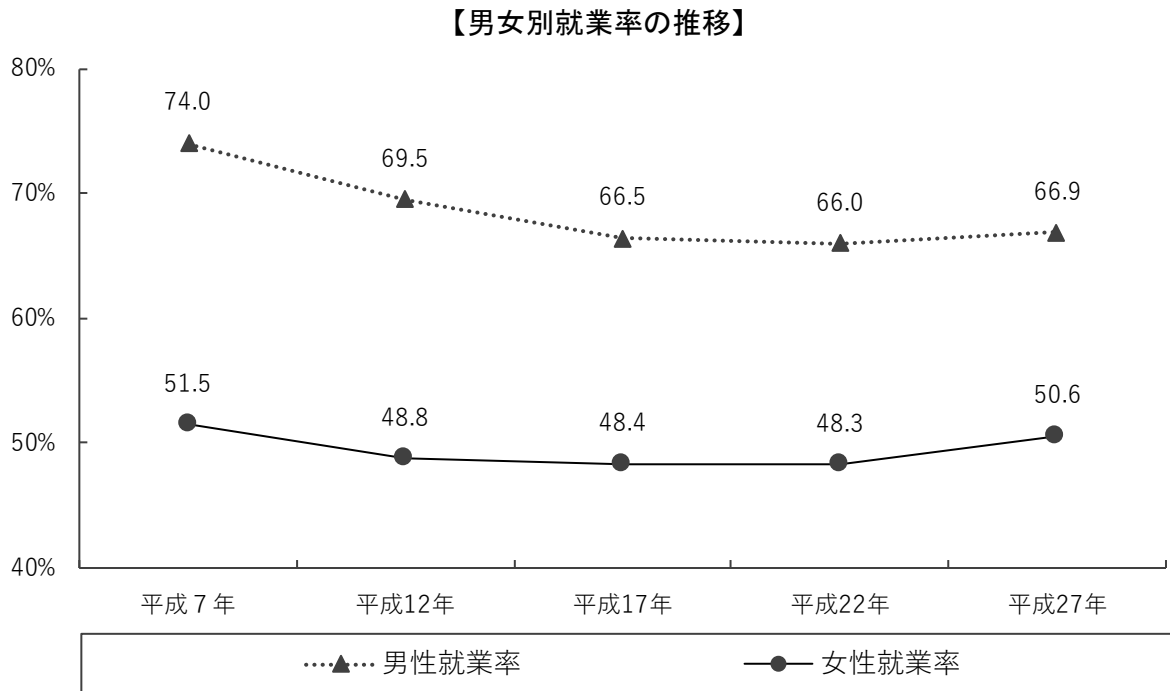
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
東彼杵町	婚姻件数（組）	30	32	27	21	23
	離婚件数（組）	13	11	9	13	9
長崎県	婚姻件数（組）	6,559	6,137	6,118	6,013	5,831
	離婚件数（組）	2,358	2,316	2,304	2,169	2,089

資料）厚生労働省「人口動態調査」（各年）

### (7) 男女別就業率の推移

男女別就業率の推移をみると、平成7年から平成22年にかけて、就業率は男女とも減少傾向となっていました。平成27年には増加をみせています。

平成27年の就業率を県と比較すると、本町は男女とも県の値を上回っています。



資料)「国勢調査」(各年)

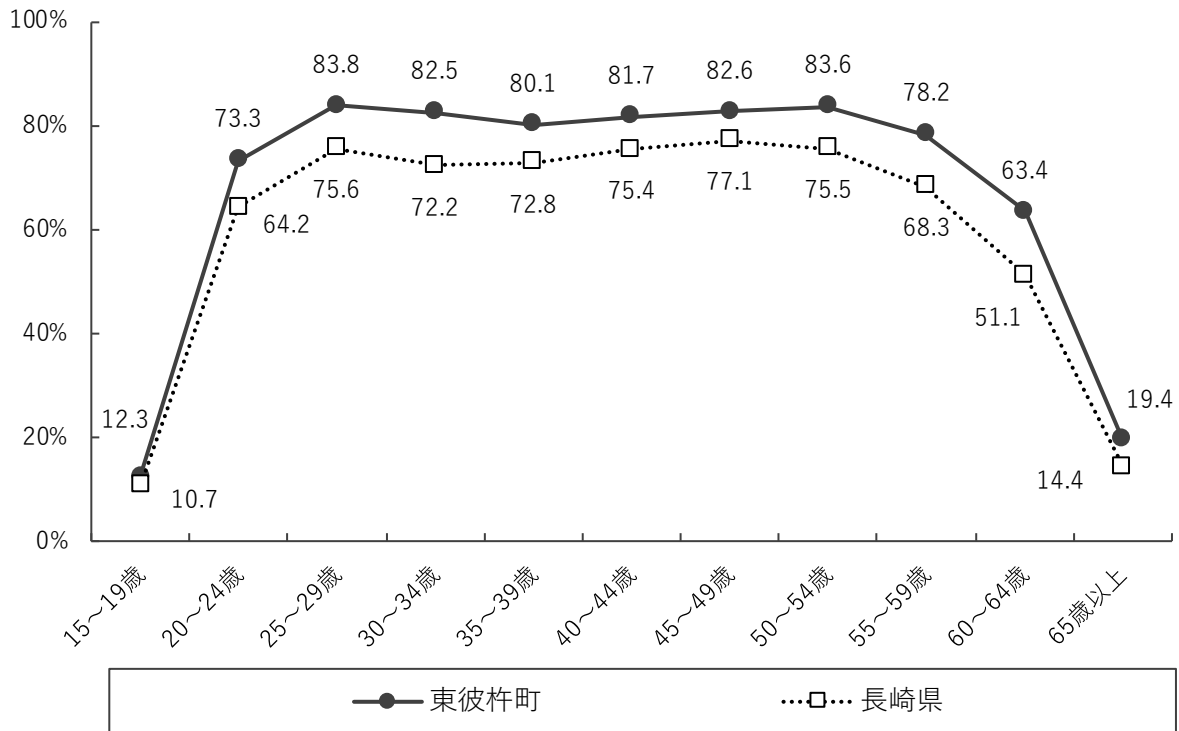
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
		就業率 (%)	男性 74.0 女性 51.5	69.5 48.8	66.5 48.4	66.0 48.3	66.9 50.6
就業者数(人)	男性 女性	2,858 2,335	2,675 2,219	2,565 2,169	2,390 2,053	2,283 2,000	349,353 294,801
15歳以上人口(人)	男性 女性	3,860 4,532	3,848 4,548	3,860 4,483	3,621 4,252	3,414 3,951	549,090 640,458

資料)「国勢調査」(各年)

### (8) 女性の年齢別就業率

平成27年における女性の年齢別就業率をみると、25歳から54歳までの層で8割を超え、20～24歳、55～59歳の層においても7割を超えています。平成27年の女性の年齢別就業率を県と比較すると、全ての層で県の値を上回っています。平成27年と平成22年を比較すると、55歳から64歳までの就業率の増加が目立っています。

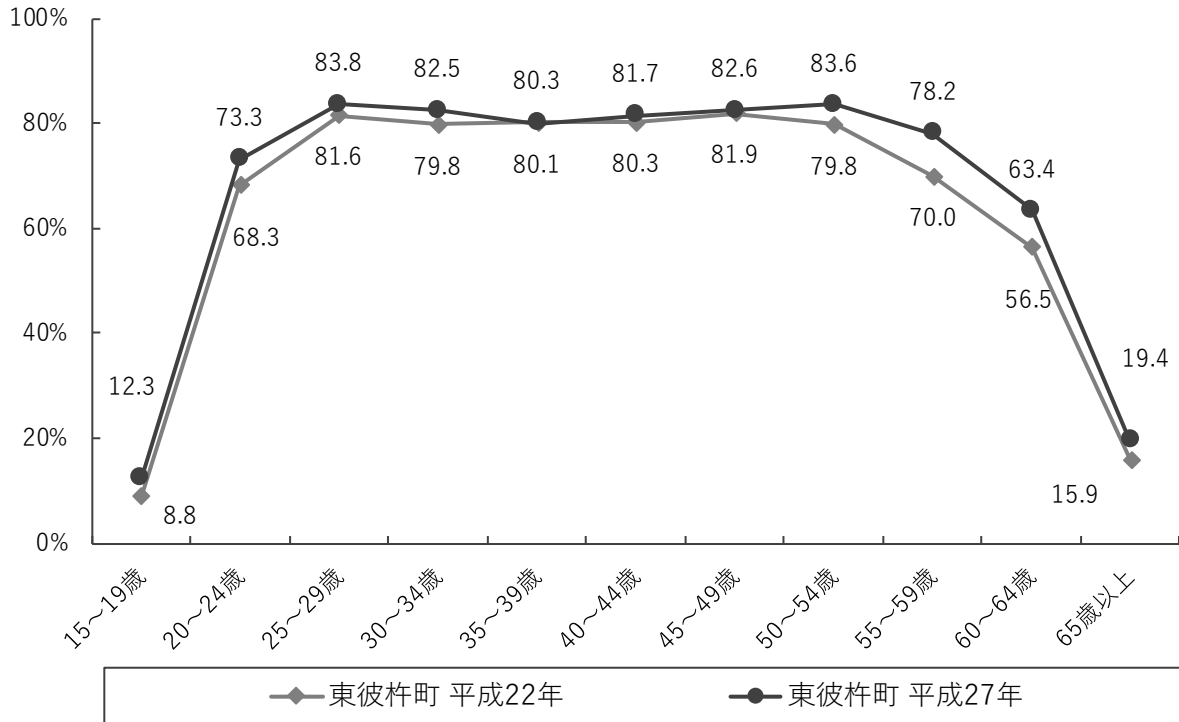
【女性の年齢別就業率】



就業者数		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
実数 (人)	東彼杵町	20	107	134	151	153	187	194	225	266	241	322
	長崎県	3,402	17,820	22,449	25,417	28,710	34,017	33,149	33,505	33,210	28,749	34,373
構成比 (%)	東彼杵町	12.3	73.3	83.8	82.5	80.1	81.7	82.6	83.6	78.2	63.4	19.4
	長崎県	10.7	64.2	75.6	72.2	72.8	75.4	77.1	75.5	68.3	51.1	14.4

資料)「国勢調査」(平成27年)

【女性の年齢別就業率】



		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
就業者数 (人)	平成7年	33	192	177	188	279	308	286	247	214	185	226
	平成12年	27	167	180	158	202	284	302	271	220	138	270
	平成17年	28	161	175	184	178	226	281	286	244	146	260
	平成22年	20	138	146	158	175	196	217	273	268	201	261
	平成27年	20	107	134	151	153	187	194	225	266	241	322
就業率 (%)	平成7年	9.4	81.0	74.1	70.4	78.6	82.4	83.4	78.2	66.5	48.9	16.7
	平成12年	7.8	72.0	79.6	65.0	79.8	80.7	80.7	77.0	69.0	42.5	17.7
	平成17年	9.6	75.6	75.8	78.3	73.3	81.6	81.4	75.7	69.3	45.3	16.3
	平成22年	8.8	68.3	81.6	79.8	80.3	80.3	81.9	79.8	70.0	56.5	15.9
	平成27年	12.3	73.3	83.8	82.5	80.1	81.7	82.6	83.6	78.2	63.4	19.4

資料)「国勢調査」(各年)

### 3. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状

#### (1) 教育・保育施設の状況

##### ①利用児童数の推移

平成30年3月末における認可保育所入所児童数は59人、認定こども園在園児童数は333人となっており、平成28年以降どちらもおおむね横ばい傾向にあります。なお、就学前児童数は310人前後で推移しています。

【利用児童数の推移】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (見込)
認可保育所(人)	163(17)	67(9)	58(6)	59(12)	0
幼稚園(人)	0	0	0	0	0
認定こども園(人)	216(94)	327(116)	336(111)	333(115)	395(135)
就学前児童数(人)	327	308	318	302	288

※1) 数値は各年3月末現在

※2) 町内施設の利用者数

※3) 入所児童数の( )内数値は広域受入れ分

##### ②認可保育所の利用状況

平成30年3月末現在の町内の認可保育所入所児童数は62人となっており、平成27年以降60~70人台で推移しています。

【認可保育所の利用状況】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (見込)
施設数(か所)	2	1	1	1	0
対象児童(年齢)	0~5歳児				
定員(人)	140	60	70	70	0
入所児童数(人)	74(9)	68(9)	61(6)	62(12)	0

※1) 数値は各年3月末現在

※2) 町内施設の利用者数

※3) 入所児童数の( )内数値は広域受入れ分

### ③幼稚園の利用状況

平成27年度以降について、幼稚園の利用実績はありません。

#### 【幼稚園の利用状況】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (見込)
施設数(か所)	0	0	0	0	0
対象児童(年齢)	3～5歳児				
定員(人)	0	0	0	0	0
入所児童数(人)	0	0	0	0	0

※1) 数値は各年3月末現在 ※2) 町内施設の利用者数

※3) 入所児童数の( )内数値は広域受入れ分

### ④認定こども園の利用状況

平成30年3月末現在の町内の認定こども園入園児童数は333人となっており、平成28年より定員を超えた320人以上で推移しています。

#### 【認定こども園の利用状況】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (見込)
施設数(か所)	1	2	2	2	3
対象児童(年齢)	0～5歳児				
定員(人)	210	305	315	315	385
在園児童数(人)	216(94)	327(116)	336(111)	333(115)	395(135)

※1) 数値は各年3月末現在

※2) 町内施設の利用者数

※3) 入所児童数の( )内数値は広域受入れ分

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

### ①時間外保育事業(延長保育事業)

実利用人数、延べ利用人数は平成27年度をピークに共に減少しており、平成30年度は161人、4,386人日となっています。

#### 【時間外保育事業(延長保育事業)利用状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
実利用人数(人)	189	212	183	161	112
延べ利用人数(人日)	9,395	8,154	7,626	4,386	8,916

※1) 各年度3月末現在

※2) 保育標準時間の子どもの延長保育事業の利用人数

## ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

実利用人数は増加傾向にあり、平成 30 年度は 135 人となっています。開設箇所は 2 か所となっています。

### 【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
開設箇所数（か所）	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(3)
実利用人数（人）	94	115	128	135	154

※ 1) 各年度 3 月末現在

※ 2) ( ) 内数値は、支援数

## ③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

平成 28 年度より事業を実施していますが、現在までのところ実績がありません。

### 【子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
延べ利用人数（人日）		0	0	0	0

※各年度 3 月末現在

## ④地域子育て支援拠点事業

延べ利用人数は平成 28 年度まで減少していましたが、その後、増加傾向に転じています。

### 【地域子育て支援拠点事業利用状況】

単位： 上段 月間延べ回数(人回) 下段 年間延べ人数(人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
延べ利用人数	471 5,650	439 5,268	521 6,251	595 7,147	546 6,546

※各年度 3 月末現在

## ⑤一時預かり事業（一般型）

実施箇所は年度により変動していますが、延べ利用人数は平成 30 年度より増加しており、534 人となっています。

### 【一時預かり事業（一般型）利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
実施施設数（か所）	2	2	1	2	2
延べ利用人数（人）	696	365	307	534	1,210

※各年度 3 月末現在



### ⑥一時預かり事業（幼稚園型）

実施箇所は年度により変動していますが、延べ利用人数は平成 28 年度より増加しており、平成 30 年度には 12,743 人となっています。

【一時預かり事業（幼稚園型）利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
実施施設数（か所）	2	2	2	2	2
延べ利用人数（人）	1,902	4,405	5,646	12,743	7,521

※各年度 3 月末現在

### ⑦病児・病後児保育事業

病後児保育事業は年度により変動しています。

【病児・病後児保育事業利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
延べ利用人数（人日）			124	60	105

※ 1) 各年度 3 月末現在

※ 2) ※実績は病後児保育事業の利用者数。病児保育事業は町内に実施施設がないため実績なし。

### ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

現在、本町では事業を実施していません。

### ⑨妊婦、乳幼児健康診査

妊婦、乳幼児健康診査については、下記健診が実施されており、受診率は以下のとおりです。

【妊婦、乳幼児健康診査実施状況】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
妊婦検診（％）		93.9	89.0	86.5	79.4	80.0
乳幼児一般健診（％）	4 か月健診	66.2	83.7	85.4	73.3	75.0
	7 か月健診	50.9	64.7	72.0	59.6	60.0
	1 歳 6 か月健診	98.0	95.5	89.8	95.2	88.9
	3 歳児健診	88.7	83.9	94.3	94.2	93.8
幼児一般歯科健診（％）	1 歳 6 か月健診	98.0	95.5	89.8	95.2	88.9
	2 歳児健診	92.5	92.1	70.1	84.8	69.7
	3 歳児健診	88.7	83.9	94.3	94.2	93.8

※ 1) 各年度 3 月末現在

※ 2) 数値は母子保健実績報告書の受診率を記載。

### ⑩乳幼児家庭全戸訪問事業

訪問人数は、40～60 人前後で推移しています。

#### 【乳幼児家庭全戸訪問事業実施状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
訪問人数 (人)	57	43	42	39	45

※各年度 3 月末現在

### ⑪養育支援訪問事業

現在、本町では事業を実施していません。



## 4. 町民アンケート調査の結果概要

### (1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

#### ①就学前児童

○調査対象：東彼杵町在住の就学前児童がいる家庭の保護者 353 人

○調査期間：平成 31 年 1 月 15 日～平成 31 年 1 月 31 日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
353 票	168 票	47.6%

#### ②小学校児童

○調査対象：東彼杵町在住の小学生がいる家庭の保護者 364 人

○調査期間：平成 31 年 1 月 15 日～平成 31 年 1 月 31 日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
364 票	171 票	47.0%

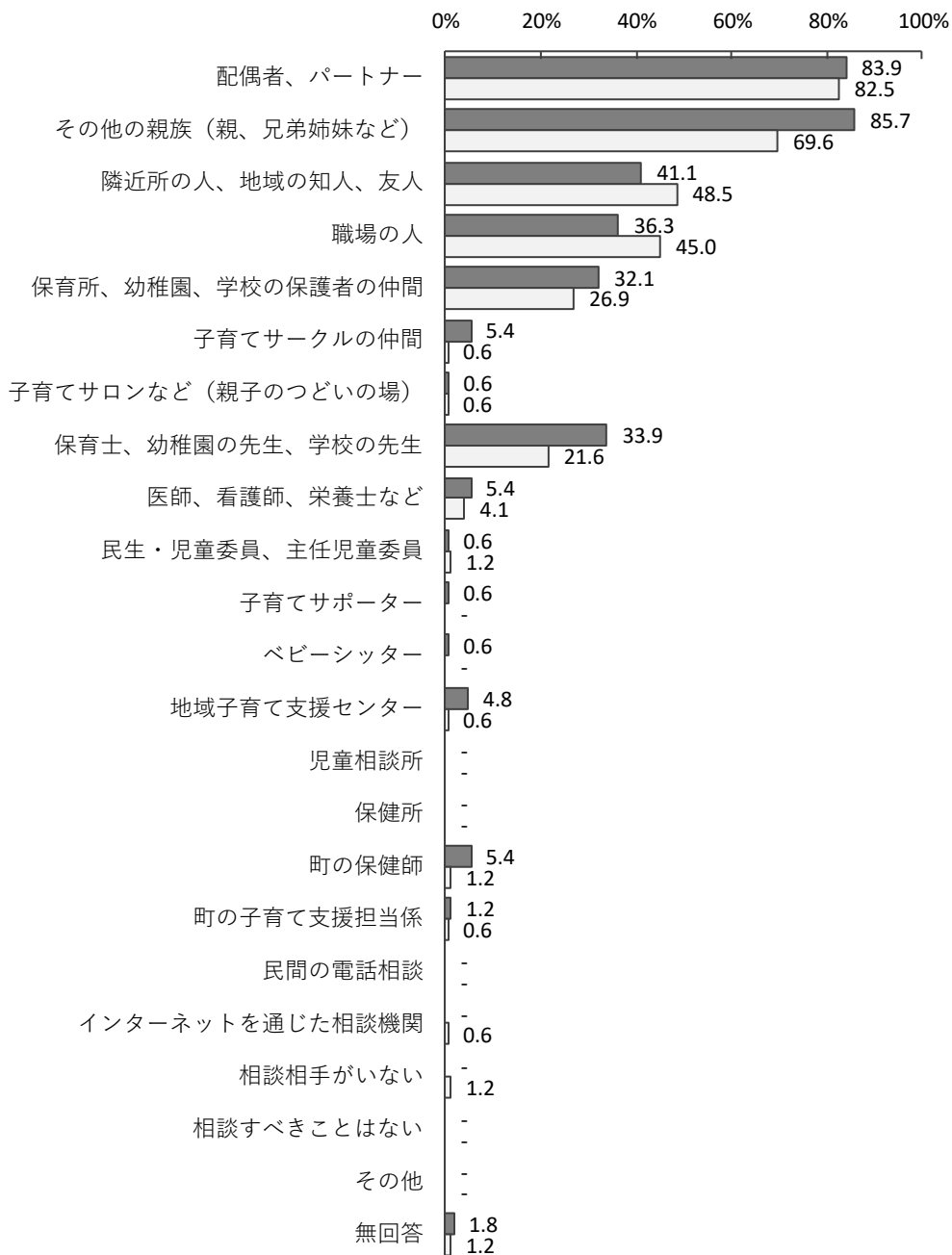
## (2) 調査結果 (抜粋)

### ①子どもの育ちをめぐる環境

＜子育ての相談相手＞

子育ての相談相手については、就学前児童保護者では「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」(85.7%)、「配偶者、パートナー」(83.9%)が高い割合を占めています。小学校児童保護者では、「配偶者、パートナー」(82.5%)、「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」(69.6%)が多くなっており、主に、家族・親族など身近な人を相談相手としていることがうかがえます。子育て支援機関や行政機関等の相談窓口の割合はいずれも1割以下となっています。

【子育ての相談相手】



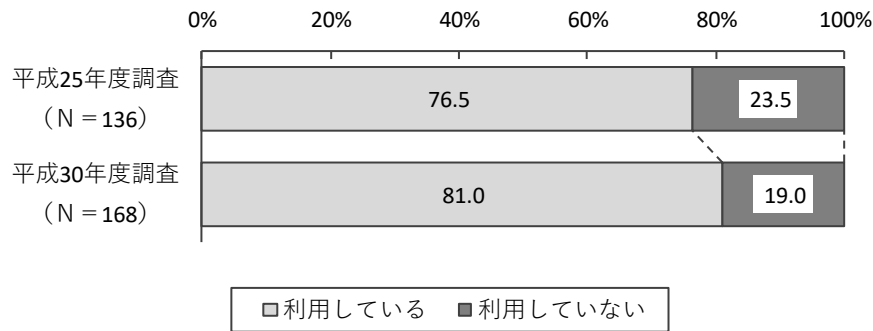
■ 就学前児童 (N = 168)    □ 小学校児童 (N = 171)

## ②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

＜平日の定期的な教育・保育事業の利用＞

平日に定期的な教育・保育事業を利用している人について、平成25年度の調査と比較すると、「利用している」の割合が増加し、81.0%となっています。

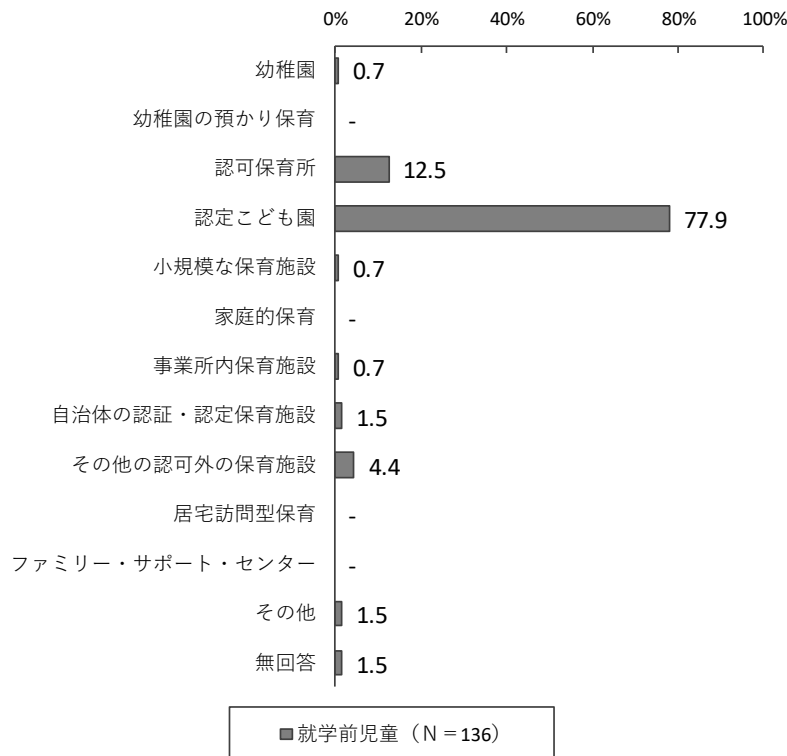
【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



＜平日に利用している教育・保育の事業内容＞

平日に利用している教育・保育事業については、「認定こども園」(77.9%)の割合が最も高く、次いで「認可保育所」(12.5%)、「その他の認可外の保育施設」(4.4%)の順となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



注) 調査時において、東彼杵町では「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「小規模な保育施設」、「家庭的保育」、「自治体の認証・認定保育施設」、「居宅訪問型保育」、「ファミリー・サポート・センター」は実施していません。

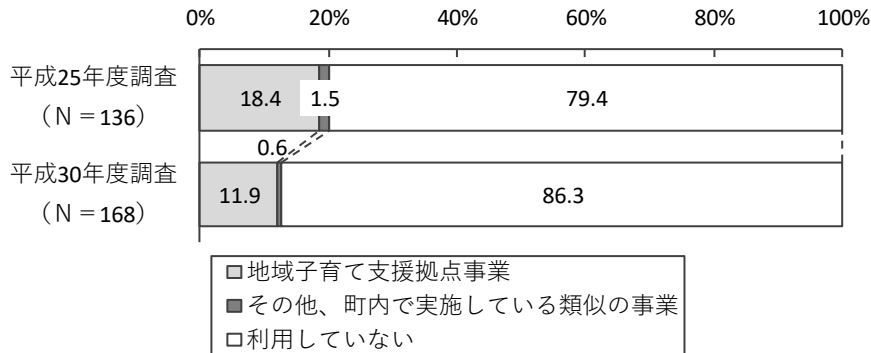
### ③東彼杵町の地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

#### ＜地域子育て支援拠点事業の利用状況＞

地域子育て支援拠点事業の利用状況について、平成 25 年度の調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加し、86.3%と大半を占めています。

利用状況としては、「地域子育て支援拠点事業」を利用している人が 11.9%、「その他、町内で実施している類似の事業」を利用している人が 0.6%となっており、いずれも前回の調査から割合が減少しています。

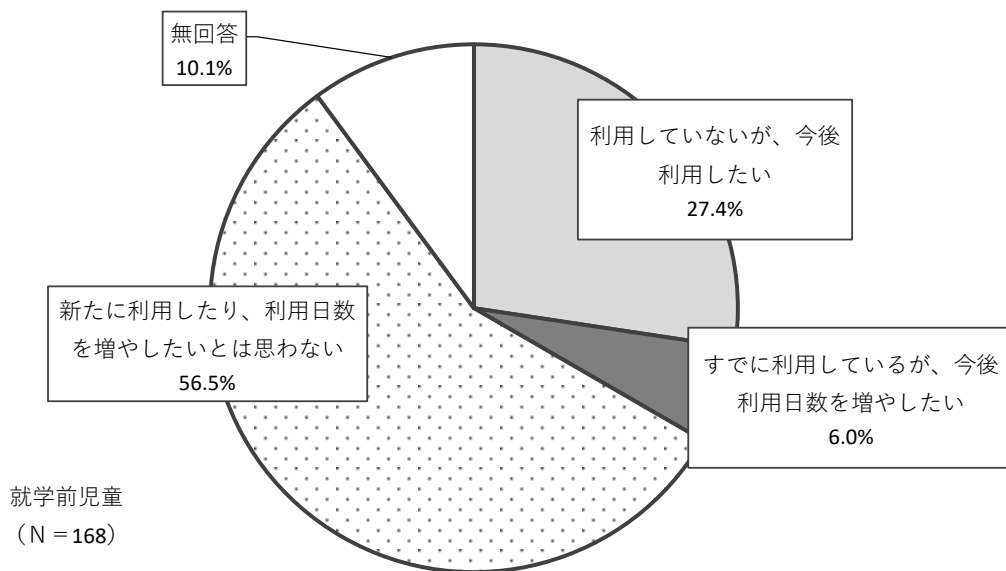
【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



#### ＜今後の事業の利用意向＞

地域子育て支援拠点事業について、現在の利用の有無に関わらず、今後の利用意向を尋ねたところ、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」(56.5%)の割合が最も高く、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人は 27.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は 6.0%と、利用意向のある人は全体の3割程度となっています。

【今後の事業の利用意向】

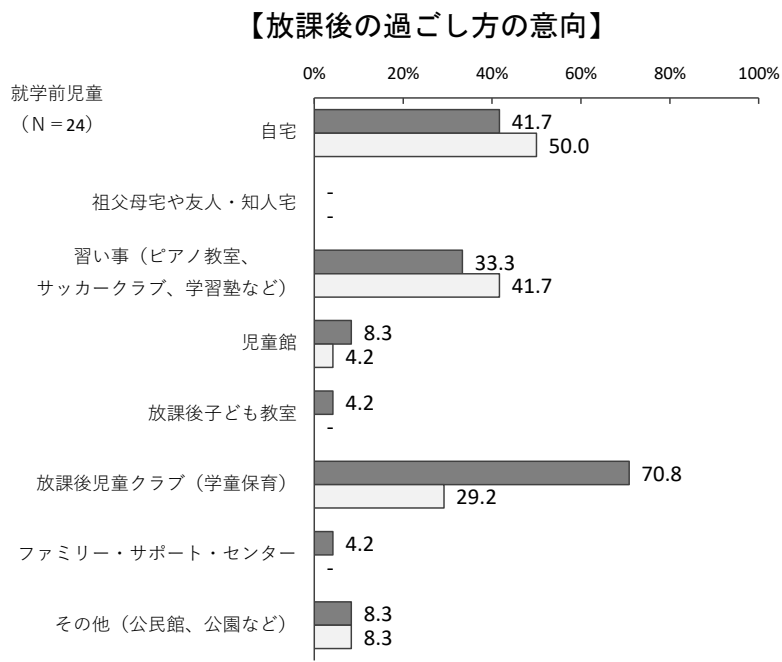


#### ④ 小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方

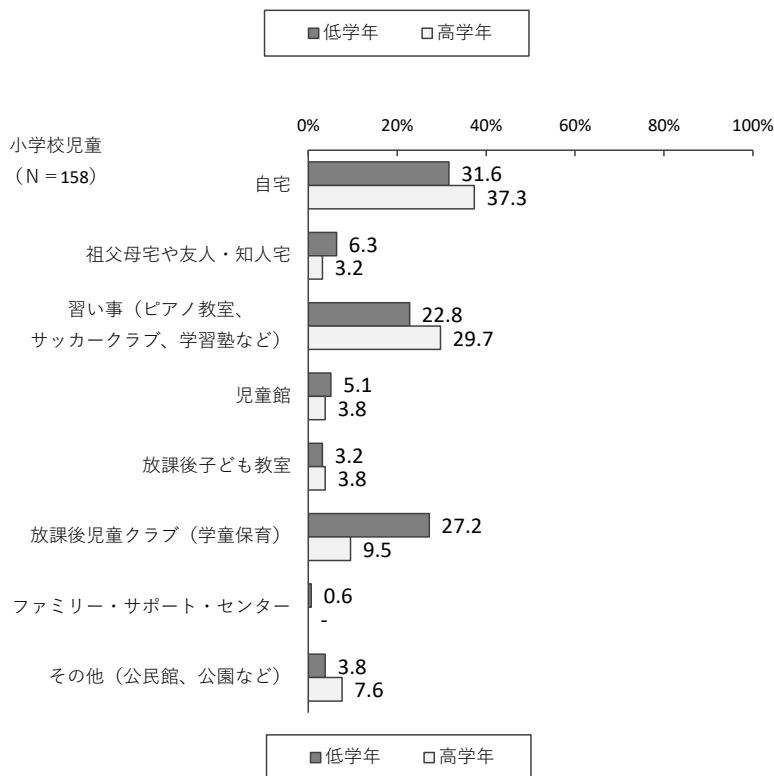
＜小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方の意向＞

就学前児童保護者の小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方の意向について、低学年時は「放課後児童クラブ（学童保育）」（70.8%）、「自宅」（41.7%）が多く、高学年時は「自宅」（50.0%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（41.7%）が多くなっています。

小学生児童保護者は、低学年時では「自宅」（31.6%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（27.2%）、高学年は「自宅」（37.3%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（29.7%）が多くなっています。



平均 (日/週)	
低学年	高学年
3.50	3.83
-	-
1.25	2.00
3.00	5.00
5.00	-
4.93	3.29
5.00	-
4.00	4.00



平均 (日/週)	
低学年	高学年
3.96	3.69
3.20	2.60
2.06	2.98
3.00	2.50
3.20	3.17
5.00	4.60
5.00	-
2.83	2.08

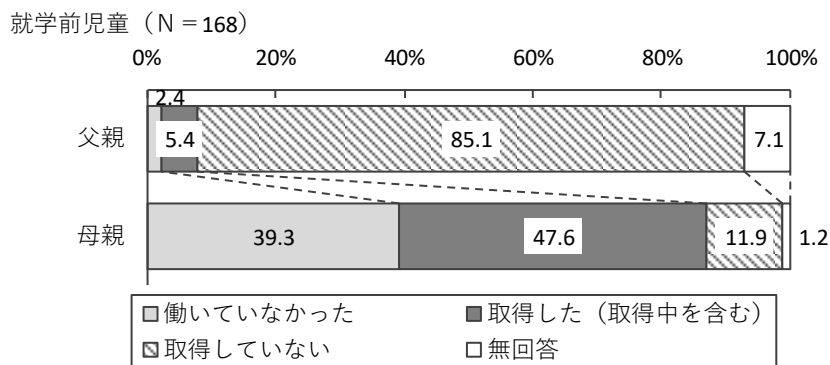
### ⑤育児休業制度の取得状況（就学前児童）

＜育児休業制度の取得経験＞

育児休業制度の取得について、父親は85.1%が「取得していない」と回答しています。また、母親は「取得した（取得中を含む）」（47.6%）が最も多く、「働いていなかった」（39.3%）、「取得していない」（11.9%）と続いています。

育児休業を取得していない主な理由についてみると、父親では、「母親が取得した」という理由が最も多く、他には「職場が取得できる環境ではない」、「仕事の都合」、「選択肢がなかった」など多岐にわたっています。一方、母親は、「自営業のため」という理由が大半を占めています。

【育児休業制度の取得状況】





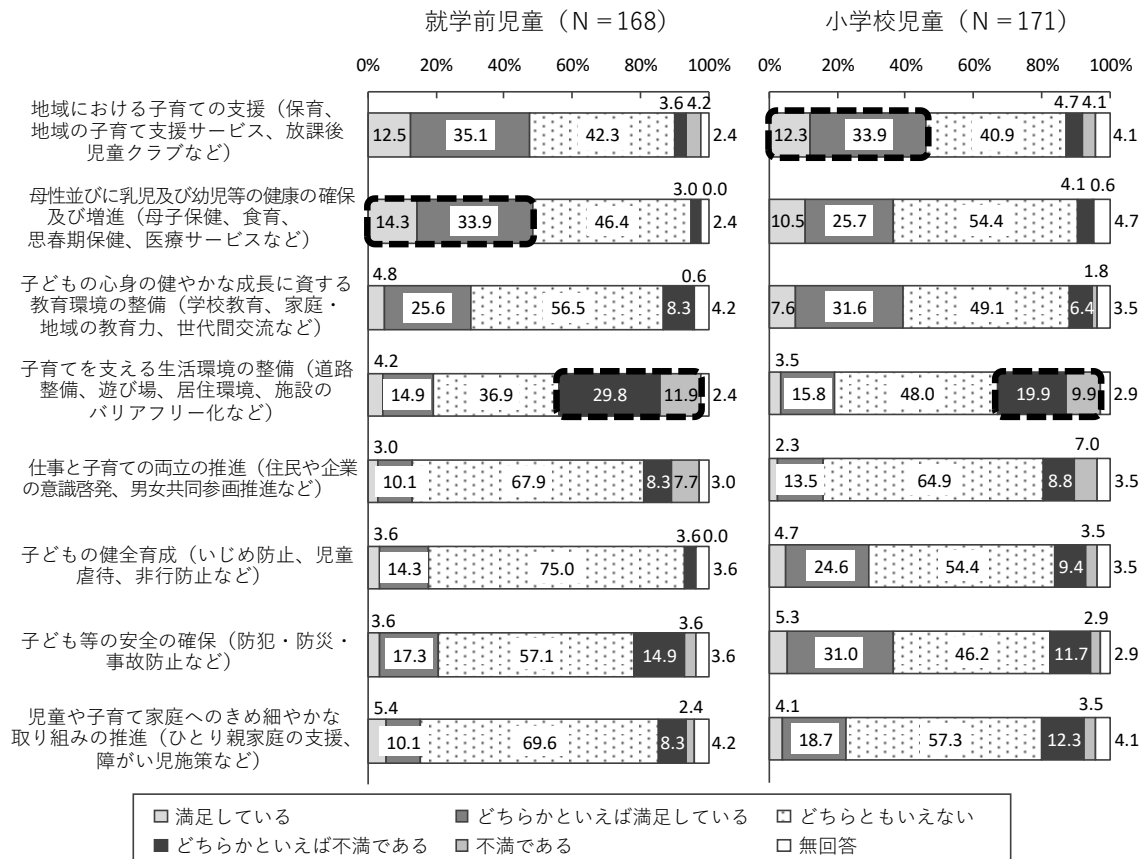
## ⑥東彼杵町の子育て支援

＜東彼杵町の子育て支援についての現状の評価＞

東彼杵町の子育て支援の取組の現状の評価について、「満足している」と「どちらかといえば満足している」の割合をみると、就学前児童保護者では「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（母子保健、食育、思春期保育、医療サービスなど）」（48.2%）が最も高く、次いで「地域における子育ての支援（保育、地域の子育て支援サービス、放課後児童クラブなど）」（47.6%）、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（学校教育、家庭・地域の教育力、世代間交流など）」（30.4%）となっています。また、小学校児童保護者では「地域における子育ての支援（保育、地域の子育て支援サービス、放課後児童クラブなど）」（46.2%）が最も高く、次いで「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（学校教育、家庭・地域の教育力、世代間交流など）」（39.2%）、「子ども等の安全の確保（防犯・防災・事故防止など）」（36.3%）が続いています。

一方、「不満である」と「どちらかといえば不満である」の割合をみると、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子育てを支える生活環境の整備（道路整備、遊び場、居住環境、施設のバリアフリー化など）」が最も高くなっています。次いで就学前児童保護者では「子ども等の安全の確保（防犯・防災・事故防止など）」（18.5%）、「仕事と子育ての両立の推進（住民や企業の意識啓発、男女共同参画推進など）」（16.0%）が続き、小学校児童保護者では「仕事と子育ての両立の推進（住民や企業の意識啓発、男女共同参画推進など）」（15.8%）、「児童や子育て家庭へのきめ細やかな取組の推進（ひとり親家庭の支援、障がい児施策など）」（15.8%）、「子ども等の安全の確保（防犯・防災・事故防止など）」（14.6%）が続いています。

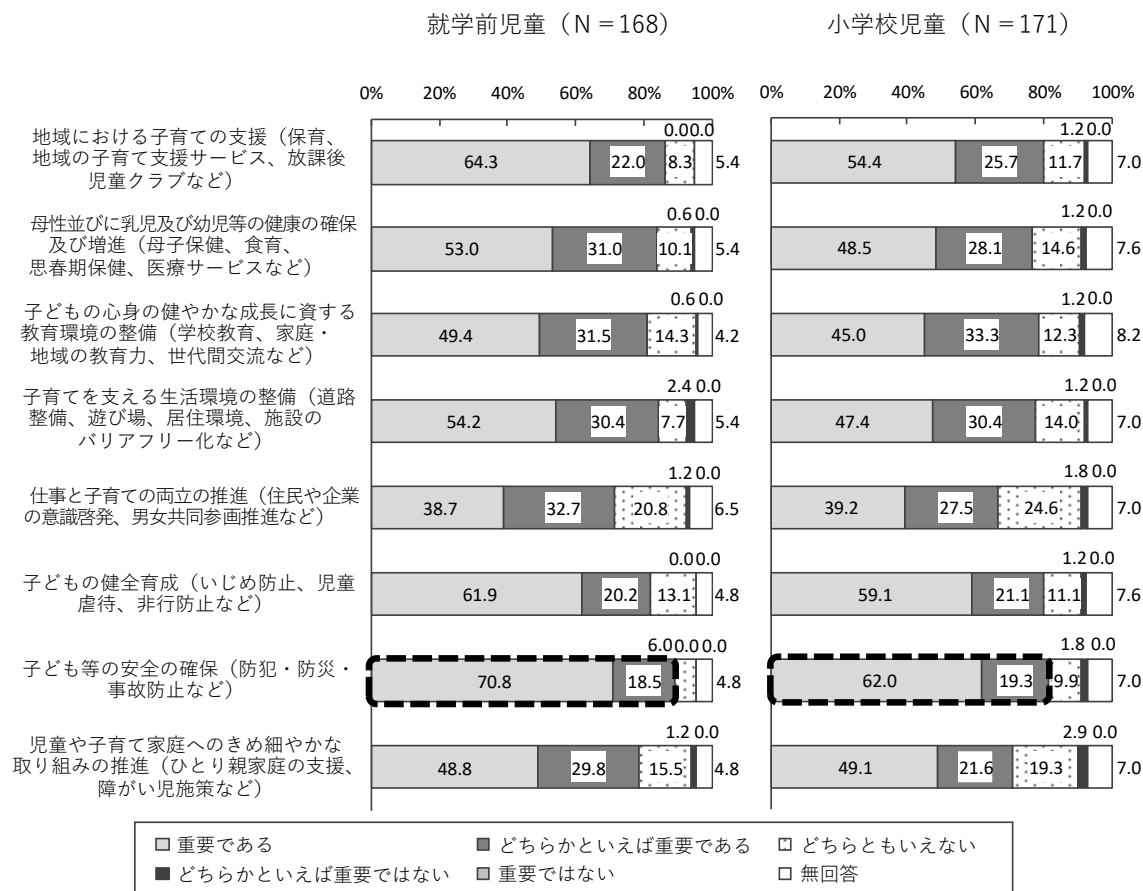
【東彼杵町の子育て支援についての現状の評価】



＜東彼杵町の子育て支援についての今後の重要度＞

東彼杵町の子育て支援の取組の今後の重要度について、「重要である」と「どちらかといえ  
ば重要である」の割合をみると、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子ども等の  
安全の確保（防犯・防災・事故防止など）」が最も高くなっています。次いで就学前児童保護  
者では「地域における子育ての支援（保育、地域の子育て支援サービス、放課後児童クラブ  
など）」（86.3%）、「子育てを支える生活環境の整備（道路整備、遊び場、居住環境、施設の  
バリアフリー化など）」（84.6%）が続き、小学校児童保護者では「子どもの健全育成（いじ  
め防止、児童虐待・非行防止など）」（80.2%）、「地域における子育ての支援（保育、地域の  
子育て支援サービス、放課後児童クラブなど）」（80.1%）が続いています。

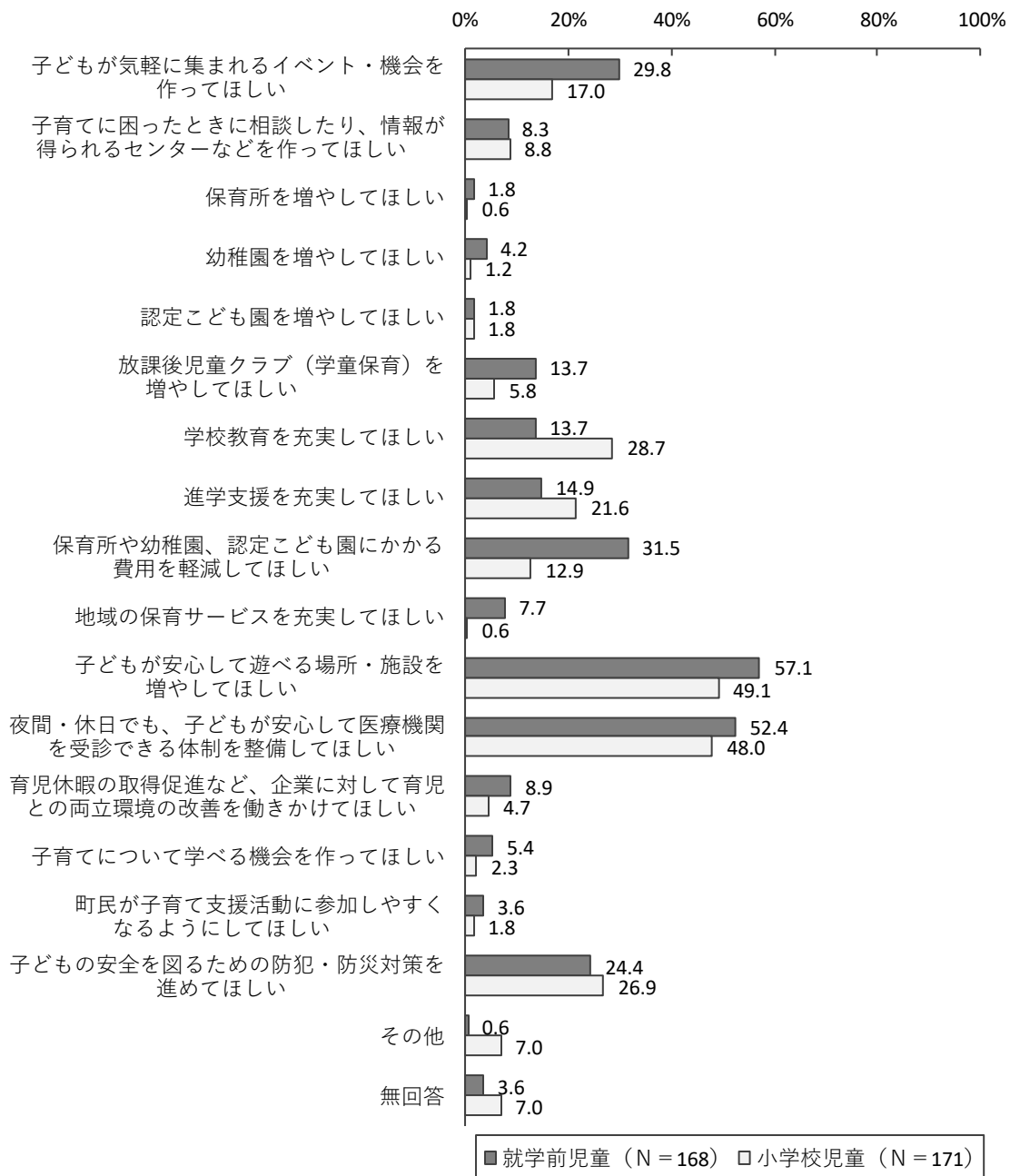
【東彼杵町の子育て支援についての今後の重要度】



＜東彼杵町の子育て支援について特に期待すること＞

東彼杵町の子育て支援について特に期待することをみると、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が最も高く、次いで「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が続いています。3番目に多いのは、就学前児童保護者では「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用を軽減してほしい」が31.5%、小学校児童保護者では「学校教育を充実してほしい」が28.7%となっています。

【東彼杵町の子育て支援について特に期待すること】





### Ⅲ. 計画の基本的な考え方



### Ⅲ. 計画の基本的な考え方

#### 1. 基本理念

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えが基本であることから、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準にすることが重要です。一方で、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識が求められます。

本町では、これまで次代を担う子どもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

本計画においても、本町の子ども・子育て支援をより一層推進するため、本町が目指すべき基本理念を第1期計画から引き続き次のように掲げます。

#### 《基本理念》

すくすく のびのび 子育てを楽しむ 住みよいまち ひがしそのぎ



## 2. 基本目標

現在、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、まず「家族や親が子育てを担い」、そしてそれを「社会全体が支える」ことを実現することが課題となっています。

本計画においても、「東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を継承しつつ、計画の推進を図ります。

### 基本目標1 地域における子育て支援の充実

全ての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、東彼杵町の特性を生かした子育て支援に取り組みます。地域における様々な保育サービスや子育て支援サービス等の推進とともに、これらの適切な利用に向けた情報提供・相談体制の充実を図ります。

また、子育てに伴う経済的負担を軽減するため、保育料や医療費等の経済的支援に取り組みます。

### 基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

母子の健康づくりに関する相談や健診に加え、小児医療体制の確保、思春期保健対策（性、喫煙・飲酒、薬物など）の充実により、安心して子どもを生み育てる環境づくりに取り組みます。

また、食を通じて豊かな心身の育成を図るため、発達段階に応じた食育を推進します。

### 基本目標3 教育環境の整備

未来の社会を支える子どもたちが、様々な体験や経験を通じて学ぶ機会の充実を図り、豊かな心と体の育成を図ります。

また、学校のみならず、家庭や地域を含めた教育環境の整備を推進します。

### 基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と家庭のバランスがとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、男女共同参画の推進とともに、多様化する就労形態に応じて、再就職支援や育児休業制度等の普及・啓発に努めます。

### 基本目標5 安心して子育てできる生活環境づくり

子育て家庭に配慮した生活環境や設備など、安心して外出できる環境づくりを計画的に進めるとともに、交通安全教育や防犯対策など、地域ぐるみで子どもの安全確保に努めます。

### 基本目標6 要保護児童へのきめ細かな支援の充実

保護者の子育てに関するストレスに伴う児童虐待、ひとり親家庭の増加、経済的に困難を抱える家庭に対して、子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援に取り組みます。

また、特別な支援を要する（発達障がい等も含む）子どもについて、早い時期からの適切な療育のほか、相談体制・各種サービスの充実を図ります。



### 3. 施策の体系

基本理念	基本目標	主要施策
<p>すくすくのびのび 子育てを楽しむ 住みよいまち ひがしそのぎ</p>	<p>1 地域における 子育て支援の充実</p>	<p>(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て家庭への経済的支援</p>
	<p>2 子どもを健やかに 生み育てる環境づくり</p>	<p>(1) 母子保健・小児医療 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実</p>
	<p>3 教育環境の整備</p>	<p>(1) 生きる力を育む教育の推進 (2) 地域の教育支援体制の整備</p>
	<p>4 職業生活と家庭生活との 両立の推進等</p>	<p>(1) 職業生活と家庭生活との両立支援 (2) 男女共同参画の推進</p>
	<p>5 安心して子育てできる 生活環境づくり</p>	<p>(1) 生活環境の整備 (2) 交通安全・防犯対策等の充実</p>
	<p>6 要保護児童への きめ細かな支援の充実</p>	<p>(1) 支援が必要な家庭への対応 (2) 特別な支援を要する児童等への支援 (3) 経済的困難を抱える家庭への支援 (子どもの貧困対策)</p>

## 4. 施策の展開

### 基本目標 1 地域における子育て支援の充実

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

少子化が進行する一方で、就労形態や生活スタイルの変化等により、子育て支援サービスに対するニーズは多様化しています。

このため、地域子育て支援センターを拠点として、保護者の状況に応じた、各種事業の実施・充実を図ります。また、様々な方法での情報の発信を行い、適切なサービス利用に向け、周知の徹底を図ります。

#### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 利用者支援事業	健康ほけん課 町民課	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行います。今後は新たに設置を予定している包括支援センター等で情報提供や相談を行い、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を行います。	継続
(2) 相談対応の充実	健康ほけん課 町民課 教育委員会	行政、保育所、認定こども園、小中学校等の連携を強化し、子育てや教育に関する相談対応の充実を図ります。また、就学前・就学中の相談体制の整備を推進します。5歳児発達健診も継続して実施し、各学校にも情報提供をしていきます。	継続
(3) 養育支援訪問事業	町民課 健康ほけん課	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ります。本町では、赤ちゃん訪問の機会を捉え、必要な支援を行っていきます。	継続
(4) 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	健康ほけん課 町民課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開放し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。	継続
(5) 子育て家庭への情報提供	健康ほけん課 町民課	町広報やホームページの活用、パンフレット作成などにより、公共施設や保育所、保育サービス等の子育て家庭に対する情報提供の充実を図ります。現在、こんにちは赤ちゃん事業の訪問時に、子育て情報パンフレットを配布しています。また、健診日程等はホームページや茶子ちゃんねるを活用して広報を行っており、今後も様々な情報発信ツールを使い、情報発信に努めます。	継続

## (2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応し、全ての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、保護者の実情を踏まえながら、各種保育事業の実施・充実とともに、適切なサービス利用に向けた周知の徹底を図ります。また、ニーズの増加に合わせた様々な対応策を推進します。

### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 保育施設運営・給付事業（通常保育事業）	町民課	保護者の労働や疾病等のため、昼間、保育の必要な乳幼児を保育所、認定こども園で預かり、共働き家庭等を支援します。	継続
(2) 一時預かり事業	町民課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保育を行います。	継続
(3) 延長保育事業	町民課	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の保育時間を超えて保育の提供を行います。	継続
(4) 休日保育事業	町民課	日曜日、祝日において、保護者の仕事等で常態的に家庭での保育が困難な場合に必要な保育の提供を行います。	継続
(5) 病児・病後児保育事業	町民課	病気の回復期にあり、集団での保育が困難な子どもを専用スペースで一時的に預かり、必要な保育を行います（病後児対応型）。郡内の病児・病後児保育事業を利用できるよう協定を結んでおり、急なニーズにも対応できるよう、体制を維持していきます。また、佐世保市内の病児保育施設を利用できるよう佐世保市との連携を図ります。	拡大
(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	町民課	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に安全な居場所を提供し、子どもの健全な育成を図ります。また、近年利用児童数が増加傾向であるため、今後の利用者の推移を的確に捉え、その対応策を検討します。併せて、国の放課後子ども総合プランに沿って、放課後子ども教室との交流・連携を推進します。	拡大
(7) 保育士・保育教諭の資質向上	町民課	長崎県・県保育協会などによる各種研修会について保育士・保育教諭へ情報提供を行い参加を推進し、資質の向上を図ります。	継続
(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	町民課	保護者が、疾病・育児疲れ・仕事・冠婚葬祭・出産・介護等様々な理由により、一時的に子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設において児童を預かります。（最大7日間）	継続
(9) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	町民課	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設において児童を預かります。	継続

### (3) 子育て家庭への経済的支援

現在、子育てに伴う経済的な負担について、不安を感じる保護者が多くみられる状況となっています。

このような子育て費用の軽減を図るため、各種制度の適正な運用を行います。また、各種制度の変更に当たり、周知の徹底を図り、適切な制度利用につなげます。

#### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 出産祝金の支給	健康ほけん課	東彼杵町内に1年以上定住されている夫婦が出産された場合、出産祝金を支給します。	継続
(2) 育児報奨金の支給	健康ほけん課	東彼杵町内で出産した第3子以上のお子様が、満1歳に達したときに育児報奨金を支給します。	継続
(3) 乳幼児・子ども福祉医療費	町民課	保険が適用される入院・通院、薬代等の医療費にかかる費用の自己負担分を除いた額を助成します。また、対象の上限を中学生から高校生へ拡大します。	拡大
(4) 母子・父子家庭福祉医療費	町民課	母(父)子家庭の母・(父)、またその親に養育される児童を対象に、保険が適用される入院・通院、薬代等の医療費にかかる費用の自己負担分を除いた額を助成します。	継続
(5) 保育料の軽減	町民課	特定教育・保育施設等に通う、多子世帯、ひとり親世帯、非課税世帯等の児童の保育料等の軽減又は免除を継続します。また、町独自で国基準の保育料よりもさらに引き下げを行い、保護者の費用負担軽減を図ります。	継続
(6) 奨学資金制度	教育委員会	奨学資金制度の実施により子どもの就学を支援し、融資条件の拡大及び返済期間の延長を図ります。高校授業料の無償化・私学助成等の状況を踏まえ、町としての対応を検討していきます。	継続
(7) 就学援助	教育委員会	経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難な世帯に学用品・学校給食費など就学に必要な費用の一部を援助します。	継続

## 基本目標 2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

### (1) 母子保健・小児医療

近年、子どもや親の心身の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、妊娠・出産、子育てに対する不安を軽減できるよう、乳児相談を実施するほか、正しい保健知識や小児医療に関する情報提供とともに、発達段階に応じた健康診査等の母子保健事業の充実に努めます。

#### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 健康診査・指導の充実	健康ほけん課	子どもの健やかな成長のため、妊婦健診、乳児相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診や指導の充実を図ります。母子手帳交付時に受診券を交付するなど、受診率の向上を図ります。また、妊婦健診についても、町単独で引き続き実施していきます。併せて、保育所並びに認定こども園への情報連携に努めます。	継続
(2) 予防接種の実施	健康ほけん課	健やかな成長の妨げとなる病気の予防を目的に予防接種を実施し、健全な発育を支援します。また、保護者に対し、予防接種の正確な知識の普及に努めます。なお、未接種の場合は、各種健診時に接種勧奨を行っていきます。	継続
(3) 乳児相談の充実	健康ほけん課	「3～4か月児」「7～9か月児」を対象に乳児相談を実施しており、対象児には案内を送付し、身体計測や成長発達に関する相談や情報提供を行い、育児の不安の軽減を図ります。	継続
(4) 相談活動の充実	健康ほけん課	乳児相談や健診等の機会、訪問や電話により、保健師等が子どもの養育に関する相談に応じます。また、専門家による発達検査が必要な場合は子育て相談につないでいきます。	継続
(5) 訪問指導の充実	健康ほけん課 町民課	妊産婦、新生児・乳幼児について、健康状態や子育て環境を踏まえ、必要と判断したケースに訪問・指導を行います。また、こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問）による新生児・乳幼児訪問のフォローについても、必要に応じて行います。	継続
(6) 小児医療情報の提供	健康ほけん課 町民課	医療機関の場所や診察時間、県の小児緊急電話相談など、小児医療に関する情報提供に努めます。	継続
(7) 不妊治療費の助成	健康ほけん課	医療保険が適用されない特定不妊治療費の助成（県・町が実施）について、制度の周知を図ります。町広報への掲載・ポスターの掲示を行っており、今後も周知の充実を図ります。	継続

## (2)「食育」の推進

近年、家族そろって食事をする機会の減少や朝食の欠食など、食生活の問題がみられるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、親や子どもの望ましい食習慣の定着とともに、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、学習・体験機会の確保や周知・啓発に努めます。

また、地産地消の取組を充実し、地元で根差した「食育」の推進を図ります。

### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 乳幼児期の食に関する学習機会の充実	健康ほけん課	好ましい食習慣の形成を支援するため、離乳期・幼児期の食に関する学習機会の充実を図ります。乳児相談・幼児健診において、離乳食の試食会や幼児の食に関する相談を行っており、今後も継続して実施します。また、幼児健診では、食生活に関する質問を行い、必要な場合は、栄養士より個別指導を実施していきます。	継続
(2) 食に関する子育てイベントの充実	町民課	親子でふれあい、おやつなどの調理体験を通じて食への関心を高めるため、地域子育て支援拠点事業で「親子クッキング」等の食に関する子育てイベントを実施します。	継続
(3) 小中学生への食に関する指導	教育委員会	小中学生が適切な食習慣を身に付け、心身ともに健康な生活を営めるよう、食に関する指導を行います。生涯を通じた食育の重要性を踏まえ、栄養教諭による食育指導を実施します。学校における食育の推進は重要な課題であるため、地域住民とのふれあい給食を実施するなど、栄養教諭に加え、他の教職員、保護者、地域の生産者などの理解と取組を推進します。 今後は、地産地消の取組をさらに充実します。	拡大

### (3) 思春期保健対策の充実

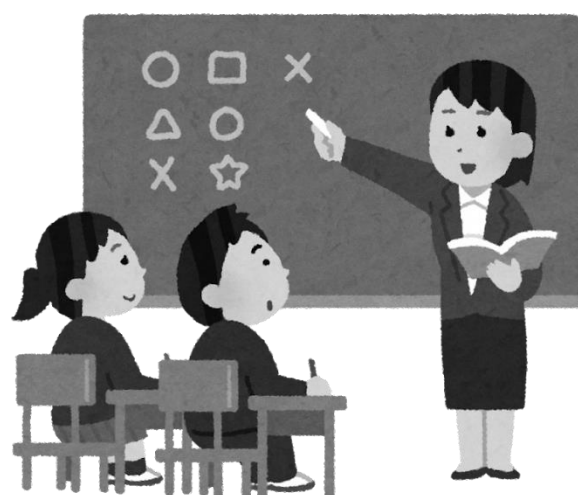
思春期の健康づくりは、健康的な生涯を送るための基盤形成としても重要です。

このため、性に関する正確な知識や薬物乱用、喫煙の有害性に関する知識の普及・啓発を図り、児童・生徒の心身の健康づくりを支援します。

また、今後喫煙・飲酒・薬物防止教育は保護者も含め、指導や情報提供の充実に努めます。

#### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 性教育の推進	教育委員会	将来、子どもを生き育てるための基礎として、命の大切さを学ぶ機会の提供と母性・父性の育成を図ります。今後も、学校教育以外も含め、PTA研修会などを活用し、学習機会の充実に努めます。	継続
(2) 喫煙・飲酒防止教育の充実	教育委員会	喫煙・飲酒の健康への影響について、正しい知識の普及・啓発を図ります。保健の授業の中で実施しており、今後、保護者も含め、指導や情報提供の充実に努めます。	継続
(3) 薬物防止教育の充実	教育委員会	薬物の健康への影響について、正しい知識の普及・啓発を図ります。今後、保護者も含め、指導や情報提供の充実に努めます。	継続



**基本目標 3 教育環境の整備**

**(1) 生きる力を育む教育の推進**

家庭生活から離れる保育所・認定こども園や学校等の果たす役割は、子どもが健やかに育つ上で重要なものとなります。

子どもが社会の変化の中で主体的に生きる力を育むため、学力向上はもちろんのこと、情操教育等の推進により、総合的な幼児教育・学校教育の充実を図ります。

また、相談援助体制の充実やスポーツ指導者の育成を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

**【具体的事業内容】**

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 児童・生徒・保護者の相談援助	教育委員会	不登校やいじめ等の悩みを抱える親子に対し、専門的な立場からスクールソーシャルワーカー等が、学校や家庭訪問を実施し、相談に対応します。また、スクールソーシャルワーカーの勤務時間の増加を図るなど、今後も、必要に応じて柔軟に対応をしていきます。	拡大
(2) 文化鑑賞機会の充実	教育委員会	小中学生が演劇鑑賞やコンサートなど、文化芸術にふれる機会の充実を図ります。幼児期から発達段階に対応した人形劇、芸術鑑賞会等の開催を、今後も継続して実施します。	継続
(3) 豊かな感性・心の教育の推進	教育委員会	学校と地域の連携・協力により、自然活動等の多様な体験学習を推進し、豊かな感性・心の育成を図ります。学習支援活動として、体験学習の補助や本の読み聞かせ等のボランティア活動の支援を実施しています。今後も引き続きボランティアの確保・養成を図ります。	継続
(4) 放課後子ども教室	教育委員会	子どもの安全・安心な居場所づくりの一環として、放課後子ども教室を実施します。小学校の教室などを活用し、地域住民が指導者やボランティアとして参加して、スポーツ・文化活動、交流活動などに取り組みます。地域人材を講師に活用し、イキイキ子ども教室を定期開催しており、今後も継続して実施します。また、国の放課後子ども総合プランに沿って、放課後児童クラブとの交流・連携を推進します。	継続
(5) 健やかな身体の育成	教育委員会	学校体育の充実とともに、外部指導者の活用や地域との連携によって子どもがスポーツに親しむ機会をつくり、健やかな身体の育成を図ります。また、スポーツクラブひがしそぎを設立、生涯を通じてスポーツに親しむ機会を提供しています。今後は、各種スポーツの指導者育成を支援していきます。	拡大



## (2) 地域の教育支援体制の整備

核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化等により、子育ての孤立が起こりやすい状況がみられ、不安や悩みを抱える保護者も多くなっています。

このため、家庭のみならず、地域の連携による教育支援環境づくりを進めます。また、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさや素晴らしさを児童・生徒に伝えるため、地域の様々な団体との連携を推進します。

### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 確かな学力の向上	教育委員会	地域の人材をゲストティーチャーとして教育現場に活用し、子どもの学ぶ力・意欲の向上に努めます。学習支援活動として、サポートティーチャー・ゲストティーチャー等への補助支援を行っており、今後も地域人材の発掘・育成に努めます。また、町単独の学力テストを実施するとともに、教職員の加配人員を活用して、複数の教師によるチーム指導に取り組みます。	継続
(2) 乳幼児とのふれあい体験	教育委員会	保育所や職場体験学習において、生徒が乳幼児とふれあう機会をつくります。総合学習 <sup>(※)</sup> 指導において、保育所での体験学習を実施しています。今後は、民間団体とも連携して、体験の場を増やしていくことで、取組の充実を図ります。	拡大
(3) 世代間交流	教育委員会	様々な知識や経験を持つ地域の高齢者と体験を通じた交流機会など、世代間の交流を推進します。今後も、学習活動支援として、高齢者との交流を活発に行うことで、地域の教育力再生に寄与していきます。	継続
(4) 有害情報対策	教育委員会	インターネットや携帯電話の性・暴力などに関する有害情報から子どもを守るため、フィルタリングサービス的手段等に関する周知・啓発に取り組みます。併せて、有害図書については、コンビニ等への立入調査を実施していきます。	継続
(5) 青少年の非行防止	教育委員会	非行等の問題行動を未然に防止するとともに、問題を抱える児童・生徒の立ち直りについて、行政、学校、警察等が連携・情報共有し、地域ぐるみの支援に努めます。	継続

※総合学習とは

総合的な学習時間のこと。児童・生徒の「生きる力」の育成に向けて、各学校の創意工夫により、これまでの教科の枠を超えて行う学習。

## 基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

### (1) 職業生活と家庭生活との両立支援

職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、育児休業制度等の周知・啓発や情報提供の充実により、保護者が働きやすい職場環境の整備を推進します。また、教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

#### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 関連法令の周知	町民課 まちづくり課	企業や子育て世帯に対し、育児休業法等の関連法令に関する情報提供を行うとともに、男女が共に支え合いながら働くことができるよう、周知・啓発に努めます。パンフレット等により関連法令の周知・啓発に努めており、今後も継続して実施します。	継続
(2) 職場環境における子育て意識の啓発	町民課 まちづくり課	働き方の見直しや労働時間、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など、職場における子育て意識について、周知・啓発を図ります。	継続
(3) 再就職支援	町民課 まちづくり課	保護者の再就職や能力開発に向けた講習会等に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県福祉事務所との連携を図り、対応の充実を図ります。	継続



## (2) 男女共同参画の推進

男女が協力して家庭を持つことや子育てに取り組むことの大切さを理解できるよう、地域住民に対する学習機会の提供や周知・啓発に努め、地域における男女共同参画を推進します。

また、父親の子育てへの参加を促進するための取組を進めます。

### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 男女共同参画の意識づくり	まちづくり課	広報等や様々な機会を通じ、子育てに対する共同参画意識の啓発に取り組み、男女共同参画の環境づくりを推進します。今後も、近隣自治体と協力し、男女共同参画のイベントを実施し、ワーク・ライフ・バランス等の研修を開催していきます。	継続
(2) 父親の子育て参加の促進	町民課 健康ほけん課 教育委員会	育児を母親だけの負担としないため、育児講座など、夫婦で子育てについて考える機会づくりや啓発に取り組むことで、父親の育児への関心・対処能力を高め、子育てへの参加を促進します。また、地域子育て支援事業で、父親の子育て参加を増やす取組を行います。	拡大



## 基本目標5 安心して子育てできる生活環境づくり

### (1) 生活環境の整備

全ての子どもや子育て家庭が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共施設や道路交通環境、遊び場・運動場の計画的な整備により、外出に配慮した生活環境の整備を推進します。

#### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) バリアフリー※化の推進	建設課 総務課	公共施設における段差の解消・オムツ台の設置などのバリアフリー化を図り、子ども子育て家族にとって安全で快適な空間づくりを推進します。	継続
(2) 人にやさしい道づくり	建設課	子どもや子育て家族が安全に利用できる通学路等の道路整備に努めます。町道の日常的な利便性・安全性の向上を図るため、年次計画に基づき、補助事業等を活用して現道の拡幅・改良、維持補修を実施しています。財源を確保しながら、計画的に整備を推進していきます。	継続
(3) 遊び場・運動場の整備	建設課 教育委員会 税財政課	子どもの安全な遊び場を確保するため、運動公園・河川公園やレクリエーション・スポーツを楽しむ場所の整備を推進します。また、文教施設の管理に関する基本方針を策定し、これに基づき定期巡回を実施し、遊具等の安全点検を行い、親子で安心して利用できる場所の確保に努めます。	継続
(4) 児童福祉施設等の整備	町民課	町内の児童福祉施設について、老朽化対策や改修、耐震等の安全面に配慮した整備を計画的に実施します。	継続
(5) 社会体育施設の開放	教育委員会	地域住民と子どもの交流拠点として、体育館やグラウンド等の社会体育施設を開放します。交流の場づくり、学校支援活動、学校との地域の合同行事の開催等のため、積極的な施設開放に努めます。今後も、安全面に留意しながら、交流の拡大を図ります。	継続
(6) 公共施設の活用	教育委員会	地区公民館等の公共施設を活用し、子どもや親子の交流の場、居場所づくりを推進します。子どもが安全に安心して活動できる場所を設け、コミュニケーション能力や主体性・協調性を育み、地域住民とのつながりを深め、健やかに育まれる環境づくりを推進します。	継続
(7) 良好な居住環境の確保	建設課 まちづくり課	子育て世帯等に配慮した安全な町営住宅の環境整備を推進するとともに、定住促進住宅事業や子育て世帯に対する持家奨励金などにより、良好な居住環境の確保に努めます。なお、持家奨励金制度については、2年ごとの見直しを行いながら取組を進めていきます。	継続

※バリアフリーとは

特別な支援を要する人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去を指すことが多いが、より広く特別な支援を要する人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

## (2) 交通安全・防犯対策等の充実

子どもが地域において安全に生活できるよう、交通安全教育の推進とともに、交通安全指導者の確保・育成を支援します。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携を図り、防犯に配慮した環境づくり、情報提供の充実を図ります。

### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) あいさつ・声かけ運動の推進	教育委員会	地域において子どもが安全に生活することができるよう、PTA等の学校関係者や地域住民による登下校児のあいさつや声かけを推進します。	継続
(2) 防犯対策の充実	教育委員会	「こども110番の家」の協力要請を行うとともに、警察、学校、地域が連携を図り、子どもが犯罪にあわない環境づくりを推進します。防犯ブザーの貸与、スクールガードリーダー（警察OBなど）による巡回指導、PTAによる通学路の安全点検などが行われており、今後も継続して防犯対策の充実を図ります。	継続
(3) 交通安全教育の推進	総務課	警察や交通安全協会等と連携し、子どもや保護者に対し、参加・体験型、実践型の交通安全教育の充実を図ります。また、交通安全母の会による保護者向けの安全指導を行います。今後は、交通安全思想のさらなる普及・浸透を図り、交通安全指導者の確保・育成も支援します。	継続
(4) チャイルドシート購入費の助成	町民課	チャイルドシートの装着を促進し、交通事故から乳幼児の生命を守るため、6歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、チャイルドシートの購入費の助成を、今後も継続して実施します。	継続



## 基本目標 6 要保護児童へのきめ細かな支援の充実

### (1) 支援が必要な家庭への対応

近年、子どもの権利を侵害する児童虐待が社会問題化するとともに、ひとり親家庭の増加に伴い、子どもを取り巻く家庭の環境も変化しています。

このため、関係機関との連携により、児童虐待防止に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の多くは、子育てに関する様々な悩みを抱えており、各家庭の実情に即した支援体制の周知に努めます。

#### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 児童虐待防止に関する啓発	町民課	児童虐待防止月間を中心に、町広報やホームページなど活用して、児童虐待防止に関する周知・情報提供を行うとともに、出生時や転入時にリーフレットを配布し、意識啓発に努めます。今後も、地域子育て支援拠点事業、保育所・認定こども園、学校並びに児童相談所、警察等の関係機関と連携し、協力体制を構築していきます。	継続
(2) 民生委員・児童委員等による訪問	町民課 健康ほけん課	主任児童委員及び民生委員・児童委員、こんにちは赤ちゃん事業訪問委員の家庭訪問により、児童虐待防止や子育てに関する相談支援の充実を図ります。保育所、学校、保健師、福祉係、福祉事務所、児童相談所との連携による訪問で児童虐待防止に努めるとともに、各種研修会へ積極的に参加します。	継続
(3) ひとり親家庭の自立支援	町民課	ひとり親家庭の自立支援のため、情報提供や相談体制の充実とともに、ひとり親家庭の実情を把握し、関係機関と連携して求職支援を行います。児童扶養手当現況届出時にチラシを配布し周知を図るとともに、長崎県と連携し年2回程度、相談窓口を開設しており、今後も継続して実施します。	継続
(4) 要保護児童等に関する関係機関との情報連携	町民課	要保護児童やその保護者、特定妊婦に対し適切な保護又は支援を図るため、関係する機関や団体と必要な情報の交換を行うとともに、東彼杵町要保護児童対策地域協議会や各種会議において、支援・援助の内容に関する協議を行います。	継続

※要保護児童とは

保護者のない児童、又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童、あるいは身体的・精神的障害が認められたり、行動に問題がある児童等を指す。

※特定妊婦とは

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を指す。

## (2) 特別な支援を要する児童等への支援

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、各関係機関との連携を図り障がい児施策を推進します。

今後は、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等が連携し、切れ目のない支援を提供できるよう、体制の構築を図ります。

### 【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 障がいの早期発見・療育※	町民課 健康ほけん課	保健所との連携による訪問、相談、健康診査の充実により、子どもの障がいを早期に発見し、早期療育につなげます。今後は、教育機関と連携した体制づくりに向けて、相互の認識を深める取組を行い、よりよい支援体制の構築を目指します。	拡大
(2) 相談支援体制の整備	町民課 健康ほけん課	特別な支援を要する子どもとその保護者に対し、個々の状況に応じた相談支援体制を整備します。東彼3町で設置した障害者支援センターの充実を図り、総合的な相談、生活支援、情報提供を行います。	継続
(3) 特別な支援を要する子どもの療育・教育の充実	教育委員会	保育所・認定こども園、特別支援学校、障がい福祉施設等との連携により、特別な支援を要する子どもへの早期療育・教育の充実を図ります。特別支援教育連携協議会において幼児支援ネットワークを構成しており、関係機関の連携を図っています。今後も、個別の教育支援計画の取組により特別な支援を要する子どもに対する療育・教育の連携を推進します。	継続
(4) 特別支援教育体制の充実	教育委員会	特別な支援が必要な子ども（学習障がい：LD <sup>(※)</sup> 、注意欠陥・多動性障がい：ADHD <sup>(※)</sup> 、高機能自閉症など）の教育ニーズを的確に把握するため、特別支援教育に係る支援員を配置するなど、支援の充実を図っていきます。今後も、幼児支援ネットワークから教育支援ネットワークへの連携・つなぎ体制の構築に努めます。	継続
(5) 障がい福祉サービス等の充実	町民課	障がい福祉サービス等の普及や相談支援の充実により、保護者の負担軽減と特別な支援を要する子どもの自立・社会参加を促進します。今後は、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築します。保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等が連携し、切れ目のない支援が提供できるよう、体制の構築を図ります。	拡大

※療育とは

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもが持つ能力を十分に発揮できるよう援助すること。

※学習障がい（LD）とは

基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難を示す様々な障がいを指す。

※注意欠陥・多動性障がい（ADHD）とは

主に児童期に発生し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障がいのことで、社会的な活動や学業の機能に支障を来すなどの特徴がみられる。

### (3) 経済的困難を抱える家庭への支援（子どもの貧困対策）

#### ①背景と位置づけ

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村において子どもの貧困対策計画が努力義務とされたところです。本町の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も多く掲載されているところから、この計画に貧困対策を推進するための計画についても一体的に取りまとめ、各事業を推進していきます。

#### ②県のアンケート調査結果について

長崎県では、平成30年11月に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

【子どもの貧困率】

	全国平均	長崎県	東彼杵町
貧困率	13.9%	11.2%	16.5%

※子どもの貧困率・・・子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。長崎県の貧困線は97.2万円

※等価可処分所得・・・世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※貧困線・・・等価可処分所得の中央値の半分の額

#### ③子どもの貧困対策事業

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 就学援助（再掲）	教育委員会	経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難な世帯に学用品・学校給食費など就学に必要な費用の一部を援助します。	継続
(2) ひとり親家庭の就労支援	町民課	ひとり親家庭の自立支援のため、県福祉事務所やハローワーク等の関係機関と連携を図り、就労に向けた情報提供・支援を行います。	継続
(3) 母子・父子家庭福祉医療費(再掲)	町民課	母(父)子家庭の母・(父)、またその親に養育される児童を対象に、保険が適用される入院・通院、薬代等の医療費にかかる費用の自己負担分を除いた額を助成します。	継続
(4) 乳幼児・子ども福祉医療費(再掲)	町民課	保険が適用される入院・通院、薬代等の医療費にかかる費用の自己負担分を除いた額を助成します。また対象の上限を中学生から高校生へ拡大します。	拡大
(5) 保育料の軽減（再掲）	町民課	特定教育・保育施設等に通う、多子世帯、ひとり親世帯、非課税世帯等の児童の保育料等の軽減又は免除を継続します。また町独自で国基準の保育料よりもさらに引き下げを行い、保護者の費用負担軽減を図ります。	継続
(6) 放課後児童クラブ利用料の免除	町民課	母(父)子家庭の児童で、児童扶養手当等を受けている者等、要件を満たす場合の利用料の一部軽減を継続します。	継続
(7) 児童扶養手当	町民課	父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため長崎県と連携し支給される手当の手続きを継続します。	継続



個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(8) 特別児童扶養手当	町民課	精神又は身体に重度又は中度以上の障がい状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として長崎県と連携し支給される手当の手続を継続します。	継続
(9) 出産祝金の支給(再掲)	健康ほけん課	東彼杵町内に1年以上定住されている夫婦が出産された場合、出産祝金を支給します。	継続





## IV. 事業計画



## IV. 事業計画

### 1. 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策等を記載することとなっています。

#### (2) 本町の区域設定の考え方

本町の教育・保育提供区域の設定に当たっては、区域内の量の調整や、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、町全域を一つの区域として、量の見込と確保方策等を定めます。

その他の事業についても、町全体を一つの区域として設定し、各事業の量の見込と確保方策等を定めていきます。



## 【対象事業】

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	保育所（園）、認定こども園など	町全域
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保育する事業	
保健	妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業	
	④養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業	
	⑤子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）	
	⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	
	⑦一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で子どもを一時的に預かる事業	
	⑧時間外保育事業（延長保育事業）	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業	
	⑨病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業	
	⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する事業		
⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援や、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業		
⑬子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図る取組を実施する市町村に対して国が補助を行う事業		

## 2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

### (1) 各年度における教育・保育の量の見込

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

### (2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。
- 満3歳未満の子どもについては、教育・保育の量の見込で定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込に対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望している子ども	認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	保育所 認定こども園
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

※町内に幼稚園がないため、利用先に幼稚園の記載をしていません。

### 【令和元年度の実績】

	令和元年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1～2歳
令和元年度実績（人）	25	143	25	67

※令和元年10月1日現在

### (3) 教育・保育施設の量の見込と確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに量の見込と確保方策を定めました。

なお、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所等の利用数の割合（保育利用率）は横ばいですが、少子化を踏まえて、量の見込（必要利用定員総数）を設定しています。

#### 【保育利用率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率（％）	60.4	61.1	61.2	60.7	61.3

#### 【教育・保育施設の量の見込と確保方策】

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1～2歳
①量の見込（必要利用定員総数）（人）		44	124	16	65
②確保の内容（人）	教育・保育施設	44	135	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
差異（②-①）		0	11	9	10

(単位：人)		令和3年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1～2歳
①量の見込（必要利用定員総数）（人）		43	122	16	61
②確保の内容（人）	教育・保育施設	44	135	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
差異（②-①）		1	13	9	14



		令和4年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1～2歳
①量の見込（必要利用定員総数）（人）		39	109	16	58
②確保の内容（人）	教育・保育施設	44	135	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
差異（②-①）		5	26	9	17

		令和5年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1～2歳
①量の見込（必要利用定員総数）（人）		38	108	15	56
②確保の内容（人）	教育・保育施設	44	135	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
差異（②-①）		6	27	10	19

		令和6年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1～2歳
①量の見込（必要利用定員総数）（人）		36	103	13	55
②確保の内容（人）	教育・保育施設	44	135	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
差異（②-①）		8	32	12	20

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

#### (1) 利用者支援事業

##### 【量の見込と確保の内容】

##### 【基本型・特定型】

	令和元年度 実績見込	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込（か所）	0	0	0	0	0	0
②確保の内容（か所）		0	0	0	0	0
差（②-①）		0	0	0	0	0

##### 【母子保健型】

	令和元年度 実績見込	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込（か所）	0	1	1	1	1	1
②確保の内容（か所）		1	1	1	1	1
差（②-①）		0	0	0	0	0

##### 【量の確保方策】

本町では、子育て世代包括支援センター（母子保健型）の設置を進め、幅広いニーズに対応できるように事業の推進を図ります。

**(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）****【量の見込と確保の内容】**

単位： 上段 月間延べ回数(人回) 下段 年間延べ人数(人日)	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	595 7,147	559	526	505	488	463
		6,708	6,312	6,060	5,856	5,556
②確保の内容		559	526	505	488	463
地域子育て 支援拠点事業（か所）		1	1	1	1	1
その他		—	—	—	—	—
差（②-①）		0	0	0	0	0

**【量の確保方策】**

本町では、現状に引き続き、子育て支援センター「すくすくねんね」で実施していきます。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容を周知し、利用しやすい運営に努めます。

**(3) 妊婦健康診査事業****【量の見込と確保の内容】**

	令和元年度 実績見込	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込（人回）	396	362	358	348	339	333
②確保の内容（人回）		362	358	348	339	333
差（②-①）		0	0	0	0	0

**【量の確保方策】**

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。

**(4) 乳児家庭全戸訪問事業****【量の見込と確保の内容】**

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込 (人)	40	39	38	37	36	36
②確保の内容 (人)		39	38	37	36	36
差 (②-①)		0	0	0	0	0

**【量の確保方策】**

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題を発見し、継続した支援につながるよう、さらなる状況把握等の実施に努めます。

**(5) 養育支援訪問事業****【量の見込と確保の内容】**

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込 (人)	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 (人)		0	0	0	0	0
差 (②-①)		0	0	0	0	0

**【量の確保方策】**

本町では事業として実施しておりません。養育者の育児不安を軽減するため、町の保健師の家庭訪問等で今後も支援を行います。

**(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)****【量の見込と確保の内容】**

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込 (人日)	0	20	20	20	20	20
②確保の内容 (人日)		20	20	20	20	20
差 (②-①)		0	0	0	0	0

**【量の確保方策】**

平成 28 年度より事業を実施していますが、現在までのところ実績がありません。家庭の事情等により一時的に子どもの養育が困難となった場合に、児童福祉施設において養育を行えるよう今後も適正な実施体制の確保に努めます。

**(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）****【量の見込と確保の内容】**

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込（人日）	0	0	0	0	0	0
②確保の内容（人日）		0	0	0	0	0
差（②-①）		0	0	0	0	0

**【量の確保方策】**

本町では当事業は実施しておらず、ニーズ調査でも保護者の利用希望がみられませんでした。事業内容の周知を図りながら、計画期間中でもニーズがあれば検討します。

**(8) 一時預かり事業**

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるように、適正な支援に努めていきます。また、必要な保護者が利用できるように情報の提供に努め、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

**①認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）****【量の見込と確保の内容】**

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込（人日）	12,743	12,743	12,491	11,229	11,103	10,598
②確保の内容（人日）		12,743	12,491	11,229	11,103	10,598
差（②-①）		0	0	0	0	0

**【量の確保方策】**

町内にある認定こども園で引き続き実施し、量の見込に対応します。

## ②一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

### 【量の見込と確保の内容】

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込（人日）	534	553	533	492	483	458
②確保の内容（人日）		553	533	492	483	458
差（②-①）		0	0	0	0	0

### 【量の確保方策】

町内にある認定こども園3か所で引き続き実施し、量の見込に対応します。

## （9）時間外保育事業（延長保育事業）

### 【量の見込と確保の内容】

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込（人）	161	147	142	131	129	122
②確保の内容（人）		147	142	131	129	122
差（②-①）		0	0	0	0	0

### 【量の確保方策】

町内にある保育所・認定こども園3か所で引き続き実施し、量の見込に対応します。また、保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を身近な地域で提供できるように必要な職員確保を図り、今後も適正な実施体制の確保に努めます。

## （10）病児・病後児保育事業

### 【量の見込と確保の内容】

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込（人日）	60	50	48	44	43	41
②確保の内容（人日）		50	48	44	49	41
差（②-①）		0	0	0	0	0

### 【量の確保方策】

町内にある認定こども園で引き続き実施し、量の見込みに対応します。また同事業を実施している川棚町の認定こども園を利用できる体制を整えています。

### (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、以下の新・放課後子ども総合プランの取組方針に基づいて実施していきます。

#### 【令和6年度までの新・放課後子ども総合プランの取組方針】

- 新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。また、放課後児童クラブ及び地域住民等の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを実施します。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の交流・連携に向けた検討を行います。

#### 【量の見込と確保の内容】

		平成30年度実績		実施時期				
		実人員	施設数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込 (人、 か所)	1年生	136	2	41	41	39	38	38
	2年生			44	44	42	41	41
	3年生			46	46	44	43	43
	4年生			29	28	27	27	26
	5年生			25	24	24	23	23
	6年生			2	2	2	2	2
	計			187	185	178	174	173
②確保の内容 (人、か所)				187	185	178	174	173
差(②-①)				0	0	0	0	0

#### 【量の確保方策】

本町では引き続き、「にこにこはうす」、「わくわくはうす」で事業を実施していきます。また、今後もニーズに対応し安全を確保した適正な運営を図るため、施設整備・運営体制の改善に努めます。

#### 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

##### 【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳	新制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子どもの利用料が無償化されます。
施設等 利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の特別な支援を要する児童の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。



## 5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

これらを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

## 6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

### （1）子ども虐待防止対策の充実

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことを推進します。

### （2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して長崎県が策定する「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

### （3）特別な支援を要する児童等への施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図り特別な支援を要する児童等への施策を推進します。

## 7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### (1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### (2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。



## V. 計画の達成状況の点検及び評価



## V. 計画の達成状況の点検及び評価

### 1. 推進体制

計画の推進に当たっては、保育・教育事業に対する町民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の変化や子育てに関する新たな課題についても、本計画に位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

#### (1) 関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

### 2. 計画の進捗管理

取組の点検・評価を行うため、利用者の視点に立った指標を設定し、施策の改善につなげていきます。また、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても評価を行います。

点検・評価の結果は、子ども・子育て会議で報告し、必要な事業等を協議するとともに、ホームページ等で公表します。

なお、計画に定める量の見込が、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。



## 資料編





## 資料編

## 1. 東彼杵町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	役職等	氏 名
子どもの保護者	子育て世帯代表	中島 美智子
		辻田 まり
	やまだこども園父母の会代表	大平 祐介
	町PTA連合会会長	藤澤 恭匡
子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	東彼杵町主任児童委員	川崎 節子
	東彼杵町教育長	加瀬川 哲文
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	やまだこども園園長	明時 千枝子
	認定こども園つばさ園長 兼学童クラブわくわくはうす代表	生 田 真
	ひまわりえん園長	本下 利之
	ひまわりえん 主任保育士	浦 静 子
	すみれえん園長	木原 みち子
	NPO法人おんぶにだっこ理事長	木 下 啓
	学童クラブ にこにこはうす代表	木田 浩美
子ども・子育て支援に関する 関係団体等の代表者	東彼杵町区長会長	有川 菊廣
その他町長が必要と認める者	東彼杵町副町長	三根 貞彦
	東彼杵町教育次長	岡木 徳人
	東彼杵町まちづくり課長	岡田 半二郎
	東彼杵町健康ほけん課長	構 浩 光
事務局	東彼杵町町民課長	工藤 政昭
	東彼杵町町民課福祉係長	吉野 直樹
	東彼杵町町民課福祉係主事	大場 美祥

## 2. 東彼杵町子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日条例第22号  
改正 平成27年6月30日条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、東彼杵町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) その他町長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が会長と協議して別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月30日条例第18号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

### 3. 策定経過

開催日	審議内容等
平成 31 年 1 月 15 日 ～ 1 月 31 日	「子育て支援に関するアンケート調査」の実施
平成 31 年 3 月 28 日	第 1 回東彼杵町子ども・子育て会議 ・第 2 期事業計画概要及び策定スケジュールについて ・アンケート（ニーズ）調査結果概要報告について
令和元年 10 月 16 日	第 2 回東彼杵町子ども・子育て会議 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画素案（Ⅰ～Ⅲ）の説明及び意見の聞き取り
令和元年 12 月 24 日	第 3 回東彼杵町子ども・子育て会議 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画素案（Ⅲ～Ⅴ）の説明及び意見の聞き取り
令和 2 年 1 月 27 日 ～令和 2 年 2 月 14 日	「第 2 期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画（案）」についてのパブリックコメントの募集
令和 2 年 2 月 26 日	第 4 回東彼杵町子ども・子育て会議 ・次期事業計画における新計画最終案の提案及び意見の聞き取り

## 4. 用語集

### あ行

#### 育児休業制度

育児・介護休業法に基づく制度で、子どもが1歳に達するまで、父母ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2か月に達するまでの間の1年間、申出により育児休業の取得が可能となります。

### か行

#### 家庭的保育

地域型保育事業のうちの一つです。児童福祉法に基づき市町村の認可を受けた家庭的保育事業者が行う公的保育で、産休明けから3歳未満までの子どもを対象とし、1人～5人以下の少数保育事業となります。保育室は保育者の自宅などで、家庭的な雰囲気での保育が特徴です。実施については、市町村で異なります。

#### 居宅訪問型保育

地域型保育事業のうちの一つです。自治体の取組として行う事業で、3歳未満の保育が必要な子どもを対象とし、ベビーシッターや保育士が子どもの自宅を訪問し、マンツーマンを基本とした保育を行います。実施については、市町村で異なります。

#### 合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

#### 子育て安心プラン

待機児童解消に向けて、保育所等の必要な受け皿を確保する自治体に対し国が予算を確保するとともに、平成30年度から令和4年度までの5年間で女性就業率80%に対応できるよう、さらに受け皿を整備することとされています。プランの主な柱は保育の受け皿の確保の他、保育人材の確保、保護者支援、保育の質の確保、保育実施に必要な安定財源の確保、保育と連携した働き方改革があり、それぞれに具体的な支援内容が盛り込まれています。

#### 子育てサポーター

文部科学省の具体的施策の一つで、子育てに関する悩みや不安を抱える親たちをサポートするための地域における子育て支援の担い手のことです。対象者は子育て経験者で、主な役割は、①子育て相談、②子育て支援交流事業の参加・協力、③子育てに関する情報提供などがあります。

## 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことで。

## 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図るものです。

## さ行

### 事業所内保育

地域型保育事業のうちの一つです。企業が事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供するものです。3歳未満までの子どもを対象とし、実施については、市町村・事業所で異なります。

### 次世代育成支援対策推進法

平成17年4月1日に施行され、当初は平成27年3月までの10年間の時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が平成37（令和7）年3月31日まで延長されています。次世代育成支援対策について、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。

### 施設型給付

認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援で、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）から市町村が定めた利用者負担分を控除した額が給付されます。これに対し、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う施設を対象とした財政支援として、地域型保育給付があります。

## 児童福祉施設

児童福祉法をはじめとする法令に基づいて、児童福祉に関する事業を行う施設の総称です。保育所や児童養護施設、児童厚生施設、助産施設、乳児院をはじめ、肢体不自由、知的等の障がいがあり、支援を必要とする児童の援助・指導を行う施設等も含まれます。

## 児童養護施設

児童福祉法で定める児童福祉施設の一つです。保護者がいない児童や家庭環境上保護者と生活することが困難と判断される児童を入所させて養護するとともに、退所したものに対する相談やその他自立のための援助を行うことを目的とする施設です。近年はできる限り家庭的な環境で安定した人間関係のもとで養育ができるよう、施設の小規模化やグループホーム化が推進されています。

## 出生率

一定人口に対する出生数の割合のことです。一般的には、人口 1,000 人当たりにおける出生数を指します。

## 主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取組の実施や、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当します。

## 新・放課後子ども総合プラン

これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるために策定された指針で、女性就業率の上昇を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消を目指したものです。プランではこれらの取組を行う自治体を国が支援することとされています。

## スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が生活の中で抱える様々な問題の解決を図る専門職として、小・中・高等学校や教育委員会をはじめとする学校教育現場、教育行政に配置されています。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待等があります。これらの問題に対し、児童・生徒が自らの力で問題解決を図れるよう支援を行います。また児童・生徒の問題を直接的に解決するだけでなく、本人・家族と生活環境を調整する役割や、支援学級に関すること、福祉制度の活用など学校外からの支援活動も行っています。

**な行****認定こども園**

幼稚園と保育園両方の役割を持ち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設のことです。

**は行****発達障がい**

自閉スペクトラム症、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）など、これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもののことです。

**フィルタリングサービス**

子どもをインターネット上の違法・有害情報との接触から守るため、サイトの閲覧制限を行ったり、課金対象となるアプリ等を利用できないようにブロックしたりすることで、安心して利用ができるよう携帯電話会社をはじめとした各社が行うサービスのことです。

**包括支援センター**

主に妊産婦、乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談や保健指導、支援プランの策定、地域の保健医療や福祉の機関と連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持や増進に関する包括的な支援を行います。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、市町村又は市町村が認める委託者等に設置するものです。

**母子家庭等日常生活支援事業**

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣を行う事業です。自治体により実施、未実施があります。

**母子保健事業**

妊婦・乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や保健指導・栄養指導を行うものです。事業の内容としては、妊娠前においては不妊治療費の助成、妊娠中は母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児期には、新生児訪問、乳児一般健診、1歳6か月児・3歳児健診、2歳児歯科健診、5歳児発達健診等があります。なお、自治体により取組に違いがあります。



**ま行****民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。民生委員は、児童委員を兼ねています。

**や行****要保護児童**

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童のことです。虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれます。

**要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法に基づき設置し、要保護児童等の適切な保護や支援を行うため、関係機関等によって構成される協議会のことです。要保護児童等に関する情報の交換や支援内容についての協議を行います。





## 第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：東彼杵町 町民課 福祉係

〒859-3808

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地6

TEL 0957-46-1155